

## 平成15年第8回防府市議会定例会会議録（その3）

平成15年12月11日（木曜日）

### 議事日程

平成15年12月11日（木曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
  - 2 会議録署名議員の指名
  - 3 一般質問
- 

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

### 出席議員（28名）

1番	田中敏靖君	2番	山下和明君
3番	河杉憲二君	4番	行重延昭君
5番	山本久江君	7番	斉藤旭君
8番	横田和雄君	9番	岡村和生君
10番	弘中正俊君	11番	安藤二郎君
12番	山田如仙君	13番	横見進君
14番	藤野文彦君	15番	馬野昭彦君
16番	木村一彦君	17番	熊谷儀之君
18番	佐鹿博敏君	20番	松村学君
21番	大村崇治君	22番	広石聖君
23番	久保玄爾君	24番	今津誠一君
25番	河村龍夫君	26番	藤井正二君
27番	青木岩夫君	28番	深田慎治君
29番	平田豊民君	30番	中司実君

---

### 欠席議員（1名）

6番 藤本和久君

---

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	土井章君
収入役	林南君	財務部長	中村隆君
総務部長	嘉村悦男君	総務課長	浅田道生君
生活環境部長	三谷勇生君	産業振興部長	阿部實君
土木建築部長	林勇夫君	都市整備部長	岡本智君
健康福祉部長	村田辰美君	教育長	岡田利雄君
教育次長	山下州夫君	水道事業管理者	吉田敏明君
水道局参事	井上孝一君	消防長	山根徹雄君
監査委員	大木孝好君		

---

事務局職員出席者

議会事務局長 村重誠君 議会事務局次長 徳光辰雄君

---

午前10時 1分 開議

議長（中司 実君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
欠席の届け出のありました議員は、藤本議員であります。

---

会議録署名議員の指名

議長（中司 実君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。  
26番、藤井議員、27番、青木議員、御両名にお願い申し上げます。

---

一般質問

議長（中司 実君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり、  
昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いいたします。

これより、一般質問に入ります。12番、山田議員。

〔12番 山田 如仙君 登壇〕

12番（山田 如仙君） おはようございます。政友会の山田如仙でございます。通告  
に従いまして質問をさせていただきます。

本市は、15年度当初の予算の概要の中で、日々、行財政改革の意識を持ち、既成概念  
にとらわれることなく、企業的発想で事業の選択の重点化に努め、限られた財源を効率的、  
重点的に配分し、市民本位の事業の推進に取り組むとともに、健全財政運営に努めま

方針を述べています。

そこで、公の施設、箱物行政と維持管理、小学校・中学校の施設の維持管理と老朽化対策についてお尋ねいたします。

防府市においては、小学校17校、中学校11校と合わせて28校の校舎を持ち、今の姿を永遠にとどめることはできません。耐用年数が来れば、建て替えなければなりません。本市が5年に1校ずつ順次建て替えるとしても、この校舎の建て替えは140年後。そんなに待てません。校舎の耐用年数は60年というのが一般的な目安ですが、校舎は信じられないほどの速さで老朽化が進みます。

そこで、お尋ねいたします。耐震診断で建て替えられた校舎は何校ありますか。小学校、中学校、屋内運動場の老朽化した佐波小学校、大道小学校、右田中学校、華西中学校の建替計画はどうなっていますか。小学校・中学校の校舎建替計画はどのようになっているか。また、小学校17校、中学校11校の平成16年度の要望、建物の校舎の整備関係の対策はどのようになっているか。建設業者との改築保証期間は何年か、お尋ねいたします。

次に、公民館、社会教育施設の維持管理、老朽化対策についてお尋ねします。

公民館の施設の充実と効率的な管理は、市民活動の場所的な役割とともに、地域に密着した公民館の役割は多大であります。

公民館施設の更新、建替対策はどうなっているか。施設整備の老朽化の雨漏り対策、空調整備対策はどうなっているか。畳の畳がえ、石垣、内壁補修等の改修はどうなっているか、お尋ねいたします。

次に、地域交流センター（アスピラート）の駐車場についてお尋ねいたします。

来年度4月より駐車場利用ができなくなるとのことで、その対策についてお尋ねいたします。駐車場は別の場所にあるのか、地域周辺の駐車場を利用するのか、お尋ねいたします。

次に、英雲荘の運営管理対策についてお尋ねいたします。

英雲荘は昭和14年、毛利家より防府市に寄贈され、公会堂、公民館として市民に利用されてきました。平成8年より工事、平成15年、花月楼、大観楼と修理完了し、茶室である花月楼につきましてはお茶会等の利用はされるようになりましたが、全体的な英雲荘の利用が待たれているところであります。また、収蔵庫、海洋館は今後の利用等についても一般の公開のないままで、今後の対策についてお尋ねいたします。

英雲荘利用方法、公開はどのようになるのか、また、海洋館、今後の対応はどのようになるのか、お尋ねいたします。

次に、埋蔵文化財の岸津施設の老朽化対策、文化財管理についてお尋ねいたします。

私は、平成10年、歴史博物館の誘致問題の質問の中で、岸津の施設に保管されている埋蔵物の保管について、安全な場所に移転したらとの質問から5年がたちましたが、その後、保管の状況はどのようになっているかお尋ねいたします。

また、文化資料館建設の考えはあるのか、お尋ねいたします。

以上、執行部におかれましては、企業的発想で、市民本位の立場からわかりやすい御答弁をよろしくお願い申し上げまして、壇上からの質問を終わります。

議長（中司 実君） 12番、山田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 公の施設について、さまざまな観点からの御質問をいただいておりますが、私からは公民館の維持管理と老朽化対策の御質問、並びにアスピラートの駐車場についての御質問にお答えいたします。

まず、公民館の維持管理と老朽化対策についての御質問でございますが、公民館につきましては16館ございますが、防府市文化センターの昭和47年6月開館以来、中関公民館、昭和48年4月、西浦公民館、昭和49年7月開館など、昭和40年代に3館、50年代に9館、60年代に2館、そして、新しいところで、大道公民館が平成元年4月、松崎公民館が平成2年4月開館と、築造後31年から13年が経過しておるところでございます。そのため、施設・設備の老朽化が見られ、若干建物の雨漏りや空調機器の不調等、改修を必要としているものがありますことは議員御指摘のとおりでございます。

地域活動の拠点としての公民館の重要性につきましては強く認識しているところであり、今日まで、公民館の施設・設備の状況を常に把握しながら維持管理に努めてまいりましたが、限られた財源の中、十分な維持管理が行えなかったのが実情であります。

議員お尋ねの公民館設備の更新と建替計画についてでございますが、公民館の建て替えにつきましては、今のところ考えておりません。しかしながら、空調設備につきましては、年次計画を持ちまして、設備を更新することとしております。また、雨漏りのある館がございますので、早急に対応したいと考えているところでございます。さらに、畳の更新や内壁の修理等につきましても、必要に応じて順次実施してまいります。

今後とも、公民館の施設の維持管理につきましては、議員の御意見を十分に踏まえ、努力してまいりますので御理解を賜りたいと存じます。

次に、地域交流センターの駐車場についての御質問でございますが、地域交流センターの東に位置する駐車場につきましては、土地区画整理事業及び再開発事業の整備工事を開始するため、平成16年、来年4月1日以降、使用できなくなります。アスピラートは駅前という立地条件にあり、建設当初から駐車場は考えられていませんでした。現在、駐車

場としている土地は空き地を便宜的に利用しているものでございます。

アスピラートを御利用のお客様には、防府駅てんじんぐち西側に防府市土地開発公社所有の空き地がございますので、この土地を仮の駐車場として御利用いただくことにしております。全体で約2,100平米でございますので、駐車が70台程度できるかと存じます。

また、アスピラート周辺には市営駐車場や民間駐車場がございますので、ぜひ御利用いただけたらと存じます。

残余の御質問につきましては、教育次長より答弁いたします。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（山下 州夫君） 私の方からは、小学校・中学校の施設の維持管理と老朽化対策についてお答えをいたします。

まず、耐震診断で建て替えた校舎は何校かとの御質問でございますが、耐震診断を実施し、建て替えをした学校につきましては、平成10年度に耐震診断を行い、平成12年度から着工いたし、本年度で竣工予定にしております牟礼小学校1校でございます。

次に、老朽化した屋内運動場の改築計画についてのお尋ねでございますが、議員御指摘の4校の屋内運動場につきましては、改築を要する建物として、年次的、計画的に改築していきたいというふうに思っております。

御承知のとおり、本市の施設は文部科学省及び防衛庁の補助事業に係るものが多く、関係省庁並びに市の財政面との調整を図りながら推進してまいりたいと考えております。なお、16年度、17年度で、桑山中学校の講堂の改築を計画いたしております。

3番目に、小学校・中学校の校舎の改築計画についてのお尋ねでございますが、議員御承知のとおり、平成7年の阪神淡路大震災を踏まえ、建築物の耐震改修の促進に関する法律が制定され、建築物の地震に対する安全性を確保する観点から、「昭和56年以前の基準により建築された建物については耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うように努めなければならない」と規定されております。

本市といたしましては、平成15年度から17年度の3年間で、該当校舎等の耐震診断を実施いたしているところでございます。この耐震診断に基づき、改修・改築計画を策定し、年次的に実施していきたいと思っております。

4番目に、小・中学校からの建物や整備にかかわる平成16年度予算要望に対して、どのように対応しているかとのお尋ねでございますが、各学校から提出された予算要望を踏まえて現地でのヒアリングを実施し、緊急度、安全性、健康への配慮等から検討し、予算要求をしております。

しかしながら、一度に実施することが難しく、年次的に整備、更新することとしており

ます。ただ、児童・生徒の安全に係るものについては優先的に対応しているところでございます。

最後に、建設業者との改築保証期間についてのお尋ねでございますが、建物全体としての瑕疵担保期間は通常2年間でございますが、工事の種類、例えば防水工事、塗装工事等、工種により保証期間が異なっております。

次に、英雲荘の運営管理対策についてお答えをいたします。

御質問の英雲荘、三田尻御茶屋は、御承知のように、昭和14年、毛利家から防府市が寄贈を受け、これまで公会堂や公民館として市民に親しまれ、利用してきておりましたが、建物全体にわたり、蟻害・腐食等により損傷が激しいため、平成8年度より史跡萩往還三田尻御茶屋保存修理事業として、国・県の補助により修理を行っておりますが、これまで表門、土塀の一部、花月楼の工事が完了し、現在、本館の玄関棟、台所棟、大観楼、奥座敷、土蔵等の工事を行っている状況であります。

当初計画では、平成15年度に完了する予定でありましたが、御承知のように、国・県の財政事情の悪化により、当初の計画より相当おくられているのが現状でありまして、進捗率につきましても平成15年度末見込みで48.6%でございますので、早期完成を目指し、国・県に対し、強く要望を行っているところでございます。

運営及び管理維持対策につきましては、修理委員会でも検討されておりますが、これまで公民館活動の施設として利用されておりましたが、修理完了の暁には、国指定史跡萩往還三田尻御茶屋の歴史を重んじ、活用できる文化施設として生かしていきたいと存じます。

本館、花月楼、庭園等につきましては、展示施設として広く一般に公開するものとし、本館の各部屋につきましては、会議室、お茶会、生涯学習活動の各種教室等に利用したいと考えております。

また、市内から出土した文化財や各種刊行物の展示、観光パンフレット等の配布も考えております。

花月楼につきましては、現在、貸し出しを行っており、茶道を基本テーマとした利用を行い、土蔵につきましては、萩往還関連資料等の展示室にしたいと考えております。

海洋民俗資料収蔵庫につきましては、国指定重要有形民俗文化財、製塩用具73点が収蔵されており、見学の希望があった場合には職員が収蔵庫に出向き、御案内をしておりますが、文化庁からは、この収蔵庫を他の場所に移転させることが適当であるという指導を受けており、三田尻御茶屋全体を修理とあわせて検討してまいりたいと考えております。

次に、国衛にあります埋蔵文化財、国衛発掘調査事務所の老朽化と文化財管理についてでございますが、事務所、収蔵庫、トイレ、シャワー室等を含む5棟のプレハブ構造の建

物があり、出土遺物の整理と保管、一部展示室として利用しておりますが、毎年度の発掘調査により出土品の量も増加しており、国衛発掘調査事務所だけでは保管し切れないのが現状であります。そのため、平成13年4月から競輪局の旧選手宿舎を借用し、一時保管をいたしておるところでございます。

また、歴史資料館の建設につきましては、平成10年9月議会と平成14年6月議会で答弁をしておりますが、現時点では歴史資料館の建設は考えておりません。

現在は、文化財愛護思想の普及、高揚を通じて歴史的文化財の活用を図るため、防府市仮想歴史博物館、バーチャルサイトミュージアムを平成12年度に開設し、インターネット上での防府の文化財や縄文時代から現在までの歴史など、幅広く情報を発信しております。年間のアクセス件数は約2万3,000件に上っている状況でございます。

以上でございます。

議長（中司 実君） 12番。

12番（山田 如仙君） それでは、公民館の管理維持のことにつきまして質問をさせていただきます。

今、答弁いただいたのでございますが、財政困難の折ということでございますけれども、ただ財政が困難だから非常に大事な公民館活動、雨漏りするところとかいうのは、非常に目立っているところは市民が非常に困っているわけでありまして、16年度に緊急に直していただきたいという要望が出ております。

雨漏り改修工事では華城、中関、右田、これをどういようにされていくのか、ちょっとお尋ねしておきます。また、空調関係におきましては西浦、それから館内補修工事につきましては新田、そして内壁補修、これが松崎から出ております。それから石垣補修は富海、ポンプ、飲料水の改修、小野、それから畳かえは全館にわたって出ております。それから空調関係も全館ですね。

こういう状態の中で、一番市民に密着したところでございますので、早急に直していただくようお願いし、また、その計画はどういようにされるか、お伺いをしておきたいと思っております。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（山下 州夫君） 議員御指摘のいろんな要望箇所につきましては、私ども、各館からいただいております十分承知をいたしております。先ほども御答弁、市長からありましたように、緊急を要するところからまずやっていきたい。

今、空調設備等につきましても全館的な問題でございまして、優先的にどれをつけるというような状態も難しい状態です。その都度予備費を充用しながら対応していくという

ふうに計画いたしております。当初計画では一応は順次的に、予算要求はいろんなものにつきましても、しておるような状況でございます。

議長（中司 実君） 12番。

12番（山田 如仙君） これは華城の公民館のことですが、これは答弁の用意がなければいいんですが、館内の舗装が、華城だけが館内の舗装がしてないわけでありまして、全館、ほかは全部舗装しております。それで、今年度におきまして2件の交通事故が起きておるわけです。

それはどういうことかといいますと、中の砂を運んで道路へ行きますものですから、スリップ事故というのが2件起きておりまして、一つは大道の短大生が単車で、追突事故をやった。それから、出会い頭で、スリップ事故で、あそこで2件続けてありましたものですから、全公民館の中で華城だけが舗装がしていないという状態なので、もし答弁ができれば、していただければと思っております。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（山下 州夫君） 華城公民館の補修につきましては、私の方にも要望をいただいております。新年度予算でも今、検討はしております。ただ、先ほども御説明いたしましたように、市内全域的に、まだそれに優先するものがどうしても出てくるんじゃないかということで、私の方の計画では一応組み入れておりますけれども、最終的にはそのあたりと一緒に検討させていただきたいというふうに思っております。

議長（中司 実君） 12番。

12番（山田 如仙君） 最後に要望ですけれども、現在、公民館の所長、それから補助職員2名、それからまた民間から館長が1人で、3名で運営をしておいでになります。

私は非常に財政が困難で資金がない、この捻出にはどうしたらいいかなということを少し考えていまして、市の今、所長で出向しておいでになる方は課長補佐級の方が行っておいでになります。その方と市を退職なさったりしたOBの方、そういう方を使って3名にしても 700万円から800万円の年収をいただいておいでになるところですから、3名やっても400万円ぐらいで済むと、何百万も浮くんではないか。それを管理維持の方に運用したらどうかなというようなことを考えてみたんですけど、これは要望としておきます。

どうぞ、公民館活動というところは非常に市民と密着したところですので、しっかりと運営と、それから管理維持をしていただくようお願いして、この項は終わります。

次に、学校対策について質問をさせていただきます。

私は、本年10月、市内の小学校と中学校を実際に把握するために回ってまいりました。



小学校16校、中学校10校、合わせて26校を訪問して、校長・教頭先生からも直接話をお伺いしてまいりました。学校の実情を拝見してみましたが、施設の修繕等についてはこまめに対応しておいでになるということ、感謝の声も聞いております。

しかし、建物の老朽化により、建物の改築や校舎の整備関係の要望を市の教育委員会に提出しているが、年次的の対応ということで、もどかしさを感じておるといこともお聞きしました。

そこで、提案でございますが、入札差金の当該年度の有効利用についてお願いしたいと思います。15年度の小野小学校と牟礼小学校でそれぞれ増改築工事が実施されていますが、億単位での入札差金が生じております。当該差金の凍結をすることなく、施設の改修等に有効に利用するべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（山下 州夫君） 入札差金でございますけれども、一応今、市の方針といたしまして、入札差金につきましては凍結というのが基本になっております。

私どもといたしましても、当初で要求、お願いしておる建物が当初の計画どおりに完成しておれば、これ以上の、一応当初の目的は達成しているんじゃないかというふうに考えておるところでございます。

議長（中司 実君） 12番。

12番（山田 如仙君） 学校施設の維持管理費について、企業的発想により、それぞれの品目で1%の削減をすることによって、施設の修繕に回す等の予算が弾力的に運用できるんでないかなと、そういうふうに思われたらいかがでしょうか。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（山下 州夫君） 御指摘の活用できる予算につきましては、私どもの一存というわけにもまいりませんので、財政当局とも協議を踏まえまして、有効的な活用は図ってまいりたいというふうに思います。

議長（中司 実君） 12番。

12番（山田 如仙君） もう一つですが、教育振興基金を取り崩してでも、老朽化した建物等の改築・修繕に努めるべきではないか、学校施設の建設については私個人では借金ではないと、こういうふうに思っております。いかがでしょうか。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（山下 州夫君） 御指摘の教育の振興資金でございますが、現在、7,500万円持っております。これは運用益によりまして、小学校それから中学校の教材費の財源に充てるという目的でいたしております。そういったことで、現在、小・

中学校のピアノの更新を、その財源をもっていたしております。ただ、いいときは2台ぐらゐの更新ができておりましたが、現在、こういう状況ですので、1台分の半額ぐらゐの充當の財源しかないというような状況でございます。

そういった状況でございますが、「基金の設置管理及び処分に關する条例」という中で、「本市教育振興基金は、これを処分することができない」という条例もございまして、今のような状況も考えながら、教育委員会内で検討をさせていただきたいというふうに思っています。

議長（中司 実君） 12番。

12番（山田 如仙君） 建て替えは行政の義務であるとの思いで、実現に向かつて頑張ってもらいたいよう要望し、この項を終わります。

次は、地域交流センターのアスピラートの駐車場の件についてお伺いをいたします。

アスピラートの駐車場におきましては、今まであそこは無料で市民の方が置いておったのが、来年4月からはあそこに置けない。そうすると市民サービスの低下につながるのではないかな。しかし、事情が事情で、どうしてもあそこに置けないということであれば、しっかりとした駐車場の置ける方法、情報、そういうものを市民にきっちりと伝えて、そうして市民サービスに尽くしていただきたいなと、そういう思いで私はこの駐車場の問題を取り上げてみたんですが。

都会型駐車場というか都市型駐車場というのは、駅周辺には有料駐車場にほとんどなっていると。それで地方型というのは、駐車を無料で、しかも大量に置けるとというのが地方型で、そういう中でなれた駐車利用をしておるのが急に置けないということになると、非常にアスピラートの利用率が低下するのではないかなと、そういう思いで、この駐車場のことを取り上げたのでございます。

こういうことができないということであれば、きっちりとした駐車場のできるような方法を市民に知らしめていただけたらと、こういうふうに思います。この項につきましても終わります。要望しておきます。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 先ほど答弁させていただいたわけですが、誤解があつてはいけませんので、あえてお答えをさせていただきますが、アスピラートは平成10年に開館をいたしました。私が市長に就任をいたしましたのが平成10年6月でございまして、アスピラートが開館する直前でございました。アスピラートの駐車場はどうなっているんだということを私も最初に聞きましたが、このアスピラートには駐車場はありませんと、駐車場はないんですと、こういう話でございました。

ところが、隣、今、駐車場として使われておるところが空き地でしたので、ここがあいているじゃないかと、こういうふうな話をいたしましたところ、当初はそこは使うわけにいかないんだと、区画整理並びに再開発の中で、いつ必要になってくるかわからないところなのでというような話であったわけですが、いやいや空き地のまま置いておくよりは、アスピラートを御利用される方々にその間だけでも使っていただいたらいいじゃないかということの中で簡易舗装もいたしまして、使っていただくように便宜上したわけでございます。

したがって、当初からアスピラートに隣接する無料の駐車場という計画は私はなかったというふうに考えているところでございます、したがって、先ほど答弁させていただきまして、てんじんぐちの西側の方に2,100平米ほどの空き地が現時点でもまだございますので、そこを御活用いただくべく、いかがなものかと。そしてまた、周辺には有料の駐車場がたくさんございますので、そちらを御利用いただけたらということで申し上げたわけでございます。

したがって、そのあたりの誤解のないように、アスピラートの駐車場として用意されていた西側をなくしてしまったということの理由づけにはならないということだけは御理解をいただきたいと、そのように思います。

議長（中司 実君） 12番。

12番（山田 如仙君） それでは、英雲荘の管理運営について、少しお尋ねいたします。

英雲荘も長いこと門を閉ざしたままで、なかなか利用はできなかつたんですが、茶室ができ上がり、茶会がされるようになりまして、非常にありがたいなと思っておるところでありますけれども、ほかの館の中につきましては、いまだにあかすの英雲荘であるなど、市民が長いこと待っている大切な、また文化遺産でもありますし、一日も早い開館をと願っていると思います。

その件で、長いこと修理がかかる、予算がつかない、県の方も予算をちびちび出す、そういうことでなかなかできにくいとは思いますが、できたところからきちっと開館して、利用価値のある英雲荘にしていきたいな、こういう思いでいっぱいです。

それから、海洋館につきましても、ずっとあかすの海洋館といいますか、ほとんどあけたことはないんじゃないか。利用価値もない。それであつたら、どこかに展示するか、どこかに移動するか、そういうことはもう既に考えていかなければならないのではないかな。この点について、もう一度お伺いいたします。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（山下 州夫君） まず、英雲荘の工事の状況でございますが、先ほども御答弁いたしましたように、現在、48.6%という状況でございますが、今までどおりのやり方でやっていきましたら、まだ先がずっと長くなるんじゃないかというふうに考えております。

それで、工事の仕方を見直しをしまして、開館できるように、区分ごとに重点的にこれからは工事を進めていきまして、完成するごとに、その区分ごとに一般の方にも御利用できるような、開放できるような工事の見直しを考えてまいりたいというふうに考えております。

ですから、いろんな手続はあるでしょうけど、関係機関と御協議をしながら、完成する区分ごとに利用していただけるという方法で、今から工事を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、海洋民俗資料館でございますけど、先ほども言いましたように、英雲荘全体の工事の状況等を見ながら、中に入り切れていない道具もございますので、この辺の道具につきましても、よそにかわして、今以上に悪くならないような状態で保管をしたいというのは、現在、考えているところでございます。

以上です。

議長（中司 実君） 12番。

12番（山田 如仙君） 一日も早い開館をお待ちしております。

それでは、埋蔵文化財の岸津の老朽化と文化財管理について質問させていただきます。

私はこれは平成10年にも取り上げてまいりまして、今、御答弁にありましたけれども、大分あちこちに保管されているなという状況になっていることにありがたいなと思っております。

しかし、せっかくの宝物でございますので、どこかに展示をする。今、アスピラートに一部展示をしております。それも少し拡張していただいたらなと。それから、各公民館にでも置けるんじゃないかな。一つでも防府の歴史あるものの発掘したその姿は、やはり子どもから大人まで見られるんじゃないかなという思いであります。そういうことについてはいかがでしょうか。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（山下 州夫君） 埋蔵文化財等の展示でございますが、昨年の6月議会で山田議員から御提案いただいております。昨年7月よりアスピラートの1階におきまして、市内で発掘された出土品等、展示を現在、公開いたしております。一、二カ月おきに展示がえをしながら、市民の皆さんに公開し、好評を得ているというふうに考えております。

これは、アスピラートの方とも協議をしながら、さらに陳列ケースをふやしていくとか、こういうことも今から検討させていただきたいというふうに思っております。

それから、公民館への展示でございますが、このあたりは鍵のかかるような施設とか、そういったところも関係してまいりますし、管理の方法も関係してまいりますので、御提言は公民館とも十分協議をさせていただいて、できるところからでもやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 12番。

12番（山田 如仙君） 前向きな答弁、どうもありがとうございました。

それでは最後に、1週間前でしたか、読売新聞に、文化を生かしたまちづくりということで取り上げられておまして、これはちょっと御紹介をして、最後にしたいと思います。

長野県の小布施町というところがあるんですが、人口が1万2,000人弱というところであります。面積が19平方キロという小さな町です。ここで、葛飾北斎の残した肉筆画を一堂に集めて北斎館というのをつくられまして、「栗と北斎と花の町」というにぎわいのある文化施設を起こして、そして、商工会の一部が独立した会社で、仲間35人が50万ずつ出資をし、そして町の有志が加わり、資本金2,600万円で開設された株式会社、それが現在では何と130万人の人が訪れるような施設になったという、この新聞で出ております。

ここに文化の拠点に、防府はたくさん文化のあるところでございますので、こういう例があるんですから、こぞってこういう方向に、文化と歴史のあるまち防府という、すばらしいまちづくりができるかと私は確信をしております。どうぞこれを見られて、また、防府もすばらしいまちにさせていただくように市長さんにもお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（中司 実君） 以上で、12番議員の質問を終わります。

---

議長（中司 実君） 次は、16番、木村議員。

〔16番 木村 一彦君 登壇〕

16番（木村 一彦君） 日本共産党の木村一彦でございます。通告に従って質問をいたしますので、簡潔明瞭、誠意ある御答弁をお願いいたします。

まず最初に、合併の基本的協定項目について質問いたします。

ことし3月に第1回の県央部合併協議会が開かれてから9カ月がたちました。先月27日の協議会で11回目を迎えます。この間、各種事務事業の取り扱いなど、およそ300

項目に及ぶ調整が積み重ねられてまいりました。関係者の御苦労は大変なものがあったと推察いたします。

しかし、新市の名称や事務所の位置など、合併の中心問題である基本的協定項目については、いまだに結論を得るに至っておりません。これまでのやり方は、いわば問題の核心を先送りにして、周辺の枝葉の部分のみを論議するというやり方であって、こうしたやり方では最後の段階に至って一気に矛盾が噴出して、これまで論議がことごとく水泡に帰す、こういうようなことも十分に考えられるわけであります。

私は、合併を進めるに当たっては、合併の枠組みはもちろんのこと、まず、新市の名称や事務所の位置など基本的な事項について、それぞれの市町の住民の十分な合意が得られた後に、初めてその他の問題の協議に進むべきであって、その逆であってはならないと考えております。ところが、事実はまさにその逆の経過をたどって、今日に至りました。

そこで、改めてお尋ねいたします。

第1に、新市の名称について。新聞報道などによりますと、8日に非公開で行われた小委員会での論議でも、新市の名称は山口市となることがほぼ確実となっておりますが、これについてどう考えておられるでしょうか。多くの防府市民の感情として、奈良時代からの長い歴史と伝統を持つ防府の名が永久に消えてしまうことには耐えがたい思いがあります。

また、真に対等の合併ならば、現在使われている名称は一切使うべきではなく、新たな名称にすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

第2に、新市の事務所の位置についてお尋ねします。

現在、合併協議会では、総合支所方式を基本とし、その一つに本庁機能を置く。その際、現有庁舎を活用することが確認されております。この限りでは、現有庁舎に最も余裕があり、駐車スペースが大きい防府市に本庁を置くべきだという防府側の主張に利があると思います。しかし、山口市及び小郡町側はそれぞれの主張をし、譲らない構えであります。

合併協議会や小委員会での議論を聞いておりますと、山口と小郡の両ブロックの間には、この問題に関して最終的には連携をとりそうな気配が濃厚だと私には思えてなりません。言うまでもなく、本庁機能が他に移った場合の地域経済に与えるマイナス効果、否定的影響ははかり知れません。本庁が去った後のまちの寂れようがいかにかにひどいものであるかは、多くの先行事例が示しているとおりであります。

そこで、改めて新市の事務所の位置についてどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

第3に、合併の期日について。

協議会では、平成17年3月31日までの早い日を目標とするということが確認されております。合併協議会の日程によりますと、来年3月までには協議を終わる予定になっており、約半年後の来年秋ごろには新市発足となる計算であります。しかし、現実には各種協議が1回で終わらずに継続となる場合が多く、日程はかなりずれ込みそうな状況であります。果たして当初の予定どおり協議が終わるのかどうか、また、平成17年3月末までに合併が実現するのかどうか、このあたりの見通しをお聞かせいただきたいと思います。

第4に、合併の方式について。

協議会では、新設合併、いわゆる対等合併とすることが確認されておりますが、これまで見てきたとおり、新市の名称の問題でも、事務所の位置の問題でも、実態は山口市による他の市町の吸収合併に他ならないように私には思われてなりません。この点についての御見解をお聞かせ願いたいと思います。

次に、合併の枠組みについて質問いたします。

県央2市4町の枠組みがどのようにして決まったのか、私にはその経緯はわかりません。しかし、とにもかくにも県庁所在地の山口市を中心に人口30万の中核都市をつくり出そうという発想が根本にあるように思います。合併協議が進むにつれて、佐波川水系にある防府市と徳地町、榎野川水系にある山口市・小郡町・秋穂町、宇部地域と密接な関係にある阿知須町、いずれも自然的・地理的条件が全く違い、地域的には全く連担していない、この2市4町が一体化すること自体、無理があるとの思いをますます強くしております。

また、経済的あるいは社会的に2市4町を結びつける重大な共通項が何かあるでしょうか。私には全く思いつきません。むしろ、産業の構造やまちの成り立ちの違いの方が目立つようであります。国民健康保険、都市計画、下水道や水道事業などで、2市4町の落差が大きく、調整が難航するものも、もとはと言えば、こうしたまちと産業の成り立ちの違いが厳然として存在することの証明ではないでしょうか。

私に言わせれば、このような状況にある2市4町の人口を無理やり寄せ集めて30万都市をつくり出そうとしても、一体感が出てくるはずはありません。今日の時点に立って、合併の枠組みについての当局のお考えをお伺いしたいと思います。

最後に、市長の行政報告について質問いたします。

やはり園の民設民営については、平成13年11月末の行政改革委員会の答申で民設民営にすることは決まっておりました。が、その後の取り組み状況については、議会や市民に対して、行政側からの積極的な説明や情報開示はありませんでした。

ところが、ことし9月12日に、下関の社会福祉法人暁会と市内の仲介業者による地元説明会なるものが開かれるに及んで、にわかには表面化することになったわけであります。

業者による地元説明会の後、9月16日に開かれた教育民生常任委員会の終了後、健康福祉部長から委員に対して説明がありましたが、結果として、議会の方が後から経緯を知ることになりました。

そこで、お尋ねいたします。

第1に、一般的に市の事業を民設民営にする場合、その経緯と結果は議会や市民に対してどのように説明されるのでしょうか。市の事業を開始することと同様、その事業を廃止することは重要な案件であり、議会や市民の理解と納得が必要と思われませんが、いかがでしょうか。今後、市立保育所などの民設民営化も計画されており、同様の事態が予想されますので、明確な御答弁をお願いいたします。

第2に、施設の建設や改良に伴う周辺の環境変化に、市としてどのように対応されるのでしょうか。今回のやはす園の場合も、周辺住民から排水問題などに関して心配の声が上がっております。たとえ民間にすべて任すとはいえ、これらの問題に市がノータッチというわけにはいかないと思いますが、いかがでしょうか、お答えをお願いいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

議長（中司 実君） 16番、木村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） まず、合併についての御質問にお答えをいたします。

最初に合併の基本的協定項目についての御質問でございますが、御承知のように、合併の方式、合併の期日、新市の名称及び新市の事務所の位置等につきましては、合併協定項目中、基本的協定項目とされ、この4項目につきましては、本年4月10日に開催された第2回合併協議会に提案され、合併の方式は新設、すなわち対等合併とし、合併の期日は平成17年3月31日までの早い日とされ、具体的な期日については、今後、改めて協議することが確認されております。

また、新市の名称候補の選定及び新市の事務所の位置の選定に係る協議につきましては小委員会に付託され、これまで5ないし6回の小委員会が開催されているところでございます。

そこで、1点目の新市の名称選定につきましては、本年8月1日から9月16日まで、全国から広く公募し、この中から各委員がよいと思う候補名、また委員の考える候補名を5点以内で推薦し、第一次候補名として13候補が選出されました。そして、先日、12月8日開催された小委員会では、13候補の中から、山口市、新山口市、西京市、吉佐市、周防市の5点が最終候補名として絞り込まれ、次回12月19日に開催される合併協議会へ提案され、協議することとなっております。最終決定はあくまで合併協議会の場であり、



ここで全協議委員が対等な立場で議論していくこととなります。現段階で個人的な意見を申し上げることはできませんので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の新市の事務所の位置につきましては、これまで5回の小委員会が開催され、この中で、現在の2市4町の各庁舎を総合支所として残し、住民の利便性を損なわないように配慮するとともに、本庁機能についても、現在の2市4町の庁舎の中から適切な設置場所を決定することとなっております。11月25日、開催された小委員会で、委員長及び副委員長を除く委員全員から、新市の事務所の位置として、適切な場所について意見が述べられたところでございますが、防府市からは、事務所の位置選定に当たっての一般的な検討項目に照らして、本庁から他市町への距離や所要時間がどうであるか、また、現庁舎や駐車場の広さが十分であるかどうかといったことについて、もっと議論する必要があるということを申し上げた次第であり、このことに関連して、以前より現地視察をぜひ行うべきだということを提案しているところでございます。

新市の事務所をどこに置くかということにつきましては、新市のまちづくりをどう行うかということと密接に関連してまいりますので、あくまでも新市の将来性、発展性をにらんだ議論が必要であると考えます。これまで、効率的な公共投資による計画的なまちづくりを行ってきた防府市の実績が新市においても十分に生かせるよう、引き続き主張してまいります。

次に、3点目の合併の期日についてですが、冒頭申し上げましたとおり、合併の期日につきましては、平成17年3月末までの早い日とし、具体的な期日については、合併協議の進捗状況を勘案して改めて協議が行われることとなります。県央部合併協議会では、平成15年度事業として15回の協議会開催を予定しておりますが、これはあくまで予定でございますので、合併の協議日程及び回数につきましては、今後の進捗状況により変更もあり得ると認識しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4点目は合併の方式についての御質問でございますが、これにつきましても冒頭申し上げましたとおり、新設合併とすることが確認されておりました、2市4町それぞれが対等な立場で行うこととなっております。県央部の合併協議は、この県央地域に山口県をリードする中核都市を形成し、新しい将来を展望したまちづくりを計画的、効果的に行うことにより、地方分権や少子高齢化に対応していくとともに、安心して暮らせるまちづくりを進めることであり、その結果として、2市4町それぞれが合併の効果をひとしく享受できることが最大の目標であると認識しております。

これからも対等の立場を堅持しつつ、譲るべきところは譲り、主張すべきところは主張しながら、合併協議が防府市民にとって、よりよいところに落ち着くように努力してまい

りたいと考えております。

次に、県央部2市4町の枠組みについての御質問ですが、これにつきましては平成14年12月議会における木村議員さんの御質問でもお答え申し上げたとおり、この県央地域は歴史的にも地理的にも本県の中心的な役割を果たしてきた経緯があり、この地域が一体となって中核都市を形成し、教育や文化、医療、情報などの多様な高次都市機能の集積を図ることがまさに時代の要請であり、このためには、県央部の2市4町による市町合併が有効な手段であると認識しているとの見解をお示ししております。

また、この県央地域に中核都市がぜひとも必要であるとの観点から、これまで関係市町で調査・研究してきた経緯もあり、こうした状況の集大成として、2市4町の思いが一つになったと理解しております。

御案内のとおり、本年3月に設立された県央部合併協議会での協議も11月末で第11回の協議を終え、いよいよこれから終盤を迎えるわけでございますので、現在の2市4町の枠組みで一つの着地点に到達できることが何よりも重要なことであると認識しております。

続きまして、やはす園の民設民営についての御質問にお答えいたします。

養護老人ホームの民設民営につきましては、平成13年11月28日の防府市行政改革委員会からの答申内容を平成13年12月15日号の市広報で全文掲載し、平成14年12月1日号では、その推進計画と実施計画を掲載しているところでございます。

また、議員の皆様に対しましては、平成15年7月に、行政改革推進計画の具体的実施方策をお配りし、その中で、やはす園の民設民営については移管先の法人と交渉し、県に老人福祉施設整備要望趣意書を提出する旨、お知らせしたところでございます。

ことし9月、法人と土地所有者との交渉がまとまったとの報告を受け、公表しても差し支えない状況に至りましたので、市議会、教育民生委員会に報告させていただいたものであります。

なお、市立保育園などの民営化計画における議会及び市民への進捗状況の公表につきましては、交渉進展への影響を考慮しながら、適宜報告してまいりたいと思っております。

次に、施設の建設や改良に伴う周辺環境変化における市としての対応についてお答えいたします。

養護老人ホームの整備につきましては、民設民営により法人が土地の取得や造成、建設を行い運営するものでございます。しかしながら、入所者に対しては、市の事業としての措置が継続され、法人及び入所者と地元住民との協力関係が今後とも重要であることから、建設予定地周辺の住民への影響など課題の解決に向け、庁内関係部課と法人との協議会を

開催し、協議を重ねているところであります。今後も周辺住民の御意見をお聞きし、万全を期してまいりたいと存じます。

以上、答弁させていただきました。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） それでは、最初に合併の基本的協定項目について再質問させていただきます。

まず、最初に新市の名称についてであります。新聞記事やその他の情報によりますと、先般の8日の非公開で開かれた名称小委員会では、18人の委員のうち、山口市だけでいいという委員さんが半分近くおられたそうであります。それから、ほかの委員さんも一応ここに挙げておられる新山口市、その他の5種の名前を挙げられたそうですけれども、大半の意見は、公募が圧倒的に山口市が多かったということで、もう山口市以外にはないような雰囲気が出ているというふうにも漏れ聞いております。

市長さんは立場上どうこうと言えないことはよくわかりますが、しかし、先ほど壇上でも私ちょっとお伺いして、それに対する答弁はちょっとなかったように思いますが、対等合併であるならば、既設の現在使っている市の名前、町の名前を使うべきではない。それ以外の名前を使うべきだと、私、考えておりますが、その辺については、お考えどうでしょうか。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） この新市の名称につきましては、先ほども申し上げましたように、小委員会で18名の方々に御意見をお聞きし、そちらから協議会の方へ御意見をちょうだいする手はずになっているわけでありまして、法定合併協議会の副会長の立場にありますが、今、そのことについて私の意見を申し上げるわけにはまいらない、そのように考えておりますので御理解をいただきたいと存じます。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） 市長の立場もわかりますので、これ以上は聞きませんが、いずれにしても、名前が山口市に決まった場合には、防府市民の反発というのは相当のものがあるのではなからうか。市のホームページの投稿欄などにもそういう意見がたくさん載っております。ですから、その事態にならないように、ひとつぜひ頑張ってくださいというふうにも思います。

次に、新市の事務所の位置についてお伺いします。

松浦市長は、これまでも新聞報道などで、防府市にぜひとも新市の本庁の事務所を持っていくべきだという主張をしておられます。先ほど壇上でも申しましたが、協議会での論

議でも現有庁舎を使うという確認が生きている限り、最も余裕がある防府市、これに持つてくるべきではないか。それだけ余分な出費が要らないわけですから、持つてくるべきではないかという主張に、私は利があるというふうに思っております。

そして、現地をまず見ようじゃないかと、3つの候補が挙がりました。山口市、小郡町、防府市、この3つの庁舎をまず見てみようじゃないかという防府市側の委員に対して、その必要はないと、こういうにべもない回答もあったわけですね。何で現地視察しないのかなと私も思いましたが、そういう中で、この防府市にぜひとも本庁を置くべきだという決意、あるいは取り組みの決意に変わりはないのかどうか、いま一度、市長にお伺いしたいと思います。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私はこの事務所の位置選定小委員会のメンバーの一人でございますので、その小委員会の中でも、せんだっても申し上げておるわけで、まだまだ小委員会での意見陳述、あるいはそれぞれの立場の主張等々は、まだ出尽くしている段階ではないと私は思っているわけであります。私も、防府市の代表の委員の方がいろいろな立場から言われたことを踏襲したまででございますして、私の主張したい事柄についてはまだ主張いたしておりません。

そして同時に、小委員会として、誠実にその論議を尽くしていく中においては、今、候補として名乗りの上がった3庁舎を小委員会の名において現地視察をしていく等々、汗をかく必要は極めて重要なことではないかと、こういうことを私は主張したわけでございます。非公式の場でも同じことを私は伝えております。まずはお互いがフランクにそれぞれの状況を視察して、そして、小委員会としての考えをまとまるものであればまとめていく必要があるのではないかと。

私はこの問題につきましては、いろいろな観点から考える中で、常に合併、相手様のあることで、お互いがお互いの立場を認め合い、あるいはまた譲り合うという気持ちがないといけないと、こういうふうに主張しているところでございまして、我が防府市の立場をしっかりと理解していただけるようお願いもし、また主張も繰り返してまいりたいと、このように考えております。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） この問題について、ちょっともう少し掘り下げてお伺いしたいんですが、これまでの法定協議会ないしは小委員会、事務所の位置その他の小委員会の論議を聞いておりますと、大半の委員さんが、今の総合支所方式というのは住民サービスを急激に低下させないための軟着陸といいますか、ソフトランディングするための方式な

んだと。だから、本来合併のメリットや目的を生かそうとすれば、本庁方式に集約しないと非効率であり、合併の目的は果たせない。だから、本来は今の総合支所方式はやがては本庁方式に移行するだろうし、また、しなきゃならないというような論議が大体支配的なように思います。それに異論を唱える委員さんもおられませんし、大体そういう方向で、皆、腹の内では思っておられるんじゃないかと思います。

そこで、庁舎の位置の問題ですけれども、先般の11回目の法定協議会でしたでしょうか、ある委員さん、よその町の委員さんが、総合支所の一つに本庁を置くという今回の措置はあくまで一時的な避難所的なものなんだ、仮事務所なんだ、こういうことを言われました。本来の本庁は、新しい市の、新市の議会や市民が決めればいいんじゃないか。一時避難の場所であり仮事務所だと、こういうことを言われたわけであります。

私は、松浦市長が防府市が最も本庁を置くにふさわしいという主張をずっとされておることには大いに理解を示したいわけですが、こういう仮事務所ということで、これが言われたんでは、私は防府市民としては納得できないと思います。やはり、本庁を置くからには本当の本来の本庁であるべきで、防府市に持ってくるのは本来の本庁であるべきであって、仮の事務所で、やがてはどこかへ移るんだというようなことであってはとても納得できないというふうに思います。その辺についての市長のお考えはいかがでしょうか。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 合併において、仮の名称もございませんように、仮の事務所もございません。やはり、真摯に、お互いがどういう名称にしていくか、また、どういうところに庁舎を持っていくかを熱心に討議をしているわけであります。現在は、御理解いただいているとおり、2市4町のそれぞれの事務所を総合支所として活用をしながら、そして、その中のどこかに本庁機能を持たせていくという合意でございまして、これに向かって真剣な議論をしていくことが私たちに課せられた課題でありまして、将来的に総合支所方式がそのまま正しいことなのか、あるいは将来的にどこかの事務所に本庁をそのままずっと置いておくことが正しいことなのか等々につきましては、これから後々の方々が議論をなされることでありまして、現在、私たちが議論をしておりますことは、仮の名前でもなければ、仮の事務所でもございません。そんな合併はあり得ません。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） わかりました。と申しますのも、実はずいぶん前のことになりましたが、北九州市の合併に際して、同じような事態がちょっと起こっているわけなんですよ。北九州市は、1972年4月10日に現在の小倉北区勝山公園というところに市庁舎を開庁したわけですね、それは合併してから9年後のことだそうです。しかし、その前

までは、市の庁舎は仮庁舎として戸畑に置くことで折り合ったというふうに言われております。

この市庁舎の位置をめぐっては、やはり同じように当初、小倉、八幡、戸畑の3市が激しく争ったというふうに言われております。そして長い論争の後、当時の福岡県知事の調停の中で、新庁舎は3市の接点に位置する中央緑地帯というところ、今の小倉なんだそうですが、到津公園の近所ですが、そこへ決めるが、仮庁舎を戸畑に置くことで折り合ったと、こうなっていますね。仮庁舎で9年間やって、本庁舎に移った。仮庁舎を置いた戸畑は、北九州市5市の中で合併に対する批判が最も強いまちだったということだそうです。

そういう経緯もありますので、あえて私、今、市長にお伺いしたわけですが、繰り返しになりますけれど、仮の事務所とか何とかということではなくて、本当にここへ庁舎を持ってくるということではなければならないというふうに思います。

次に、合併の枠組みについてお尋ねしたいと思います。

実は合併については、私、壇上で、いろんな水系も違うし、間に山もあるし、地域的に連担していない、一体感もなかなか生まれてこない客観条件があるというふうに言いました。しかし、まちづくりという点で、県央部にそういうまちをつくるんだということを出発したという御説明でありました。今、この新しいまちづくりの基本になる都市計画、いわゆる線引きの問題をめぐって、法定協議会の中でも議論が伯仲しております。

昨日の一般質問に対する御答弁で市長は、いわゆる事務方の方では、幹事会というところでは、山口市も含めて線引きをやるんだ、やらなければならないという認識で一致していると、こういう御答弁でありました。確かにそういう側面はあるんですが、実はこれは山口新聞によりますと、この12月、山口市議会の一般質問に対する答弁で、合志市長がこのように言っておられるというんですね。一般質問の内容は、新市になって、線引きの設定に努めるという玉虫色の内容で承認されているが、山口市が本当に線引きできるのか、もっと詰める必要がある、こういう一般質問だったそうですが、それに対して合志市長の答弁は、都市計画運用指針によると、地理的条件や社会経済条件から一体の都市として定義することが困難な場合は、複数の都市計画区域を指定することも考えられるとされていると述べて、線引き、非線引き区域混在の可能性に含みを持たせたと、こういうふう書いてあります。

事務方は線引きしなきゃならないと、山口市も、ということでは一致しているのに、市長は、これ両方、線引きするところと、せんところと併存することもあり得ると書いてあるよと、こういう答弁をされておるわけですね。私はこれはけしからん話でね、本当に都市計画をやるつもりなら、こういう答弁にはならないと思います。そういう点では、線引き

を断固やっていく方向で一致していると我々は思っているのに、相手方がこういうことを言われたんじゃ、本当に合併の相手として、これから話し合いができるのかなという感じがしておりますが、これも市長にちょっと見解を求めるのは酷なところありますけど、市長、何かひとつありましたら、ちょっと言ってください。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 合志市長がどういう背景のもとで、あのような答弁をされたのか、私は詳しく承知しておりませんが、一般論として、1つの都市に2つの都市計画があるということが認められていることは事実のようでございますので、その一般論を述べられたんではなかろうかと思っております。

私といたしましては、2市4町が一つになって、県央部の足腰の強い立派な都市をつくるのではないかという、これが原点でございますから、その原点に立って新市というものは建設されていかなければ、いつまでたっても一体の都市にはなっていないわけでありまして、一体の都市を目指すことがすなわち私たちの目指している合併でありますから、その考え方に沿った言動を私は貫いてまいりたいと、そのように思っております。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） この線引き問題、都市計画問題は、本当にすべてにかかわってくる根幹でありまして、この点については、私個人としては、こういう言い方で玉虫色をさらに玉虫色にするというようなことは許されないんじゃないかというふうに思いますが、これは私の見解ということでとどめておきたいと思えます。

それからもう一つ、この枠組みに関連して、新市の建設計画にも関連することですが、さきの11回目の法定協議会で、特に小郡選出の委員さんから初めてですけれども、コンベンションホールといいますか、県民文化会館といいますか、こういうものを小郡町を中心に建設すべきだと、こういう話が突然として出てきたんです。私は、それまでの議論は非常に高所な議論がずっと続いてきたんですが、突然こういう巨額の費用を要する箱物をつくるべきだと、こういう話が小郡町を中心に出てきたので、まあびっくりしたというか、果たせるかなという感じがしたわけですが、コンベンションホールなり、県民文化会館なり、いろんなものは、例えば岩国のシンフォニア岩国ですか、あれでも200億近くかかっているんですかね。こういうものを小郡町を中心に建てるべきだと、こういう意見が出てくること自体が極めて遺憾だなと思えます。

だって、今の新市建設計画、財政シミュレーションでも、新たに使える特例債の財源はせいぜい300億程度というふうに言われております。こういうものをそこへ建てたら、もうそれだけで終わりになっちゃうわけですからね。そういうふうに我田引水、それぞれ

それは地域的な利益を考えてのことだと思いますが、こういうようなものを特例債を当て込んで自分たちの地域につくろうというような議論が出てくること自体が、本当にお互いがお互いのことを、市長が言われるように信頼して、譲り合って、理解し合って、全体の底上げを図っていくということに反するんじゃないかというふうにも思います。

そういう点で、これまた市長に伺うのは非常に酷なんですけれども、もし感想がございましたら、あるいは所感がございましたら述べてください。

議長（中司 実君） 助役。

助役（土井 章君） コンベンションホールの話が出たのは法定合併協議会ではなく、新市の建設小委員会でございますし、新市の建設小委員会の私、副委員長でございますので、私からそのときのことを含めて御説明申し上げますが、小郡町の委員から、県民文化ホールといいますか、コンベンションセンター的なものを新市建設の構想の中に入れてほしいという意見がございまして、背景としましては、平井県政時代に山口市と小郡町が合併すれば県民文化会館を小郡の北口あたりに建設をするという話があったことは御案内のとおりですけれども、そして、今、山口商工会議所としても、県民文化会館的なコンベンションホールを当該地にぜひつくってくれということを県の方に要望しているのが現状です。

そして、建設小委員会の中でも、この県央部が一体として発展していくためには、足し算だけの合併じゃなくて、今後どんどん成長していくためには、交流という第3次産業あるいは第4次産業に相当するコンベンション施設は大変大事ではなからうかと。かつ、この地域には湯田温泉というものがあり、あるいは防府という奈良時代からの古い歴史を持ったまちがあり、あるいは大内時代以降の山口というまちがありというような、アフターコンベンションとしても非常に優位な立場にある。そういうところにコンベンション施設を置くということは非常に大事なことだということで表示をしておるわけです。

発想の原点は、一応県立でやってもらうということですが、ほかにいろいろな項目が、県にお願いしたい部分があるんですけれども、県としては、現在のところ、まだ内部協議の最中でして、あれはやる、これはできないという結論が出ていないから、まだ新市の構想の中には入っておりませんが、いつかの時点では、我々の願いとしては、県立でコンベンション施設をつくっていただくということの思いの中で、この県央部にコンベンション施設があっても差し支えはないし、あるべきではないかということで掲載をしよう。ただ、小郡地区にということにはまだ決まてはいないというふうに理解しております。

議長（中司 実君） 16番。



16番(木村 一彦君) いろいろ言いましたけれど、そういう意味では、先ほど壇上でも言いましたが、国保の問題ばかり、都市計画、線引きの問題ばかり、水道事業の問題ばかり、さまざまにこの一体感を醸成する上での大きな障害が、この論議の積み重ねの中で明らかになってきているということが言えると思います。そういう点では、私はある時期、やはり防府市民の利益を守るためにも、一定のこういう枠組みについての決断もすべきときが来るのではなからうかというふうにも思っておりますので、その辺はぜひお願いしておきたいと思えます。

次に、行政報告、やはり園の問題に移ります。

御答弁ありましたように、やはり園の民設民営に関してはさまざまな事情もわかっております。土地、用地買収の交渉、その他微妙な問題もありますので逐一議会に報告するわけにいかないということも理解はいたします。

ただ、今後、市立保育所問題なども起こってきますので、やはり一定に、こういう問題についてのルールと申しますか、民設民営にする場合には、議会ないしは市民と行政との間のルールというものを一定に緩やかな形でも確立しておく必要があるんじゃないかという趣旨で、私、質問させていただきましたので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、環境問題に関連して一つお伺いしたいんですけども、これ、都市整備部の方じゃなからうかと思いますが、今回、新しいやはり園の用地に予定されている、あるいは買収計画があるところの土地の南端、土地の中を、都市計画道路、県の事業の環状1号線の道路が通る計画が早くからできております。これとの関連で、この施設が県の認可その他もあるだろうと思いますが、支障はないのかどうか、その辺のことについてわかっておれば教えていただきたいと思えます。

議長(中司 実君) 都市整備部長。

都市整備部長(岡本 智君) 御質問の都市計画道路についてお答えいたします。

養護老人ホームの建設予定地内の南側の一部に、都市計画道路の環状1号線の予定地となっております。担当課といたしましては、関係法令に基づいた協議・指導を現在、行っております。

以上でございます。

議長(中司 実君) 16番。

16番(木村 一彦君) これは県の事業ですから、市は答えられないと思えますけれど、環状1号線、既に工事が直前まで来ております。私、地元ですので、毎日見ておりますが、ほぼ直前まで道路は完成しておりました。これからどちらへ延びるかという段階に

なっております。つまり、北に向かって、今のやはず園の予定地になっているところを  
通って右に曲がってバイパスへつながるのか、あるいは、まっすぐ北に延びてバイパスにつ  
ながるのか、その辺がまだわからないということなんですけれど。計画では、いつごろに  
この道路を着工するというふうになっているか聞いておられますか。聞いておられれば、  
お答えしたいと思います。

議長（中司 実君） 都市整備部長。

都市整備部長（岡本 智君） 環状1号線の現在、行っておられます事業は、牟礼小  
学校のところで一応今回は、現時点では工事が一応終了ということになっております。市  
といたしましても、やはりバイパスにつなぐことがこの道路の目的でございます。そうい  
うことで現在、地元で、東の方に行く、現在、計画決定されております環状線を生かすの  
がよいのか、それとも、まっすぐ北に上がってバイパスにつなぐのがいいのかというこ  
とで、私どもは現在では、まっすぐ北に上がるということで地元の方は陳情をされておるよ  
うに聞いております。ということは、まだ、いつごろ、どのように事業認可をとられると  
いうことは、まだ県の方からそういう情報を得ておりません。

以上でございます。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） いつごろ工事が着工になるかわからないということですので、  
今の時点であれこれ言えないと思いますが、いずれにしろ、もし北に向かって右側に折れ  
た環状1号線が着工になった場合は、現在、やはず園の用地として取得されている用地を、  
今度は道路用地として転売しなきゃならなくなるのでしょうか。その辺、先のことでは  
わかりませんが、もしそうなった場合はそうなるのでしょうか。

議長（中司 実君） 都市整備部長。

都市整備部長（岡本 智君） もし東の方ということになれば、用地買収を行うと  
いうことになります。現在、私ども、図面を指導する中で見せていただいておりますが、  
建物は現在、計画道路上には計画されておりません。駐車場及び広場となっております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） それから、これは今、農地ですが、農地の転用については、  
これは手続はもう済んでいるかどうか、聞いておられますでしょうか。どなたに聞いたら  
いいか、よくわかりませんが。

議長（中司 実君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田 辰美君） 今の御質問に対しましては、福祉部として、ちょっと

小さいところを聞いておりませんが、申請されておるのではないかと考えております。  
以上です。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） わかりました。いずれにしる、後でまた、その点については詳しく教えていただきたいと思います。

いずれにしる、こういう市が行っていた事業を民設民営にするというのは、恐らく初めての経験ではなからうかと思っておりますので、いろいろぎくしゃくもあると思いますが、最初に申しましたように、今後、民設民営ということが起こってくる可能性がありますので、ぜひその辺のルールといいますか、その辺をちゃんと確立して、スムーズにいくようにお願いしておいて、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

議長（中司 実君） 以上で、16番議員の質問を終わります。

---

議長（中司 実君） 次は、14番、藤野議員。

〔14番 藤野 文彦君 登壇〕

14番（藤野 文彦君） 藤野文彦でございます。昼前ということで、昼から4人ということになりまして、質問だけさせていただきたいと思っております。昼から食事をされまして、執行部については、腹に力を入れて御答弁をお願いしたいというふうをお願いしておきます。

それでは、小・中学校給食食器についてお伺いをいたします。

中学校給食について、今日まで多くの同僚議員から早期実現に向けての取り組みがされ、小野中学校、富海中学校においては、先行的に小学校の給食調理室で調理した給食を、2004年4月からおのおの中学校において実施される運びとなっております。中学校給食実施に向け、御尽力を賜りました関係各位の皆様に対しまして、心から感謝を申し上げますとともに、敬意を表したいと思います。

また、野島中学校を除く8校については、2006年度、2007年度にかけて供用開始の予定となっております給食センターの早期着工への御努力をお願いしておきたいと思っております。

さて、現在、小学校給食の食器は、パン皿、おわんについてはアルミ食器、米飯皿はステンレス食器が使用されています。2004年4月から、先ほど申しました、新たに中学校給食を開始するに伴い、小野小学校、小野中学校についてはPEN食器、ポリエチレンナフタレート、富海小学校、富海中学校においては強化磁器食器が予定されています。

そこで質問ですが、今日まで給食食器について、87年、昭和62年ですが、12月議

会でメラミン食器、94年、平成6年12月議会で食器の改善、98年、平成10年でありますけれど、9月議会でポリカーボネート使用中止。いずれも発がん性や環境ホルモン、内分泌攪乱物質ビスフェノールAが溶出するという問題が議会で質問されています。

また、今日では、全国的に強化磁器食器への導入に切りかえている小学校・中学校が増加しているのが現状であります。今回、小野小学校、中学校に予定されているポリエチレンナフタレートの安全性はどうか、また、なぜ小野小学校、小野中学校に導入したのかについてお伺いいたします。

続きまして、市民テニスコートについてお伺いします。

市民テニスコート及び管理棟が完成し、管理棟周辺、路面舗装、駐車場整備をもって、向島運動公園整備事業を今年度で完了すると聞いております。去る9月20日に、ソフトテニス連盟主催によるテニスコート管理棟開きテニス大会が開催されたところであります。市内900名を超える中学生、高校生、一般のテニスをこよなく愛する市民の待ちこがれた立派な施設であることは言うまでもありません。

当日も多くの皆さんから、コート面数がもう2面あったらとの声も、そして、試合前のウォーミングアップする壁打ち、野球場で言えばブルペンであります。中学生・高校生は駐車場で、乱打やトスを試合の待ち時間を利用して行っていました。まだまだテニスの技術は未熟であります。乱打やトスでそれたボールを夢中で打ちに行こうとして、車に傷を与えかねません。人間のえくぼならかわいらしさがありますけれど、被害者にとれば不愉快でたまらないと思います。車の傷ならば修理すれば直りますけれども、選手・愛好者たちがけがをすれば大変であります。

そこでお伺いしますが、あずまやから西の1面の花壇をとり、壁打ちができるようにしてはいかがでしょうか。御所見をお伺いしまして、壇上からの質問を終わります。

議長（中司 実君） ここで、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時47分 休憩

---

午後 1時 1分 開議

議長（中司 実君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

14番、藤野議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、向島運動公園のテニスコートの充実、壁打ちの設置についての御質問にお答えいたします。

向島運動公園はスポーツ・レクリエーションを通じ、市民の健康増進に寄与することを目的に、昭和54年度から整備を進めてまいりまして、この間、多目的グラウンド、テニスコート、ローラースケート場、駐車場、管理棟の建設等、運動公園としての施設整備を行ってまいりました。

そこで、本年度を整備最終年度といたしまして、テニスコートの夜間照明、市民の森の整備、多目的グラウンドの整地、案内板の設置等を行い、整備を終える予定であります。

さて、議員御質問の壁打ちの設置についてでございますが、本年度、あずまやから西側のスタンドの壁を利用した壁打ちができるように広場を整地し、多目的に利用できるように整備したいと考えております。

残余の御質問につきましては、教育次長が答弁いたします。

議長（中司 実君） 14番。

14番（藤野 文彦君） ただいま、市長さんの方から前向きな御答弁をいただきまして、ありがとうございます。再質問は避けませうけれど、ちょっと御要望だけ、1点ほどさせていだきたいと思っております。

多くの市民の方々が、多目的グラウンドあるいはテニスコートを利用されております。そうしたことで、私が先ほど壇上で申しました壁打ちにつきまして、硬式テニス、そしてソフトテニスとございますから、そうした運営をされる皆様方の御意見等も含めまして、いろんな御意見等を含めまして、ぜひ進めていただけるように重ねてお願い申し上げまして、この項については終わりたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

議長（中司 実君） 2の向島運動公園についてを終わります。

続いて、1の教育行政についての答弁をお願いします。教育次長。

教育次長（山下 州夫君） 小学校・中学校の給食食器についてお答えいたします。

学校給食に用いる食器に具備される条件としては、食品衛生上安全であり、洗浄、保管、運搬がしやすいものと考えられております。食品衛生上安全な食器とは、人に対して有害なものが溶け出さない素材、また、洗浄がしやすい食器とは、水に沈み、破損しにくく、薬品に侵されない素材、さらに保管がしやすい食器とは、熱風乾燥が可能なことや、かさばらない素材、また、運びやすい食器とは、軽量でかさばらず、破損しにくい素材が適していると言われております。

議員お尋ねのポリエチレンナフタレートの安全性でございますが、環境ホルモンにかかわる原材料が使用されておらず、また、酸化防止剤、滑剤などの添加もされておらず、人に対して害を及ぼすことはないことを認識をいたしております。

この食器の比重は1.34であり、水に沈みますので洗浄がしやすい、また、表面は比

較的かたく、酸、アルカリ、食用油などの耐薬品性に強く、酸素系、塩素系の漂白剤に強いなどが挙げられます。さらに、耐久性にも優れ、落下時にも壊れることはありません。また、断熱性や保温力があり、熱い食事を盛りつけても持ちやすく、口にすることが容易にできるなどの特徴があります。

強化磁器食器は、衛生面、耐久性など非常に優れております。

給食用食器としては、現時点では、ポリプロピレン、メラミン、アルミ、ポリエチレンナフタレート、強化磁器、ステンレス食器などが主に使用されておりますが、その中でもポリエチレンナフタレートと強化磁器食器が衛生面、安全性、耐久性に優れ、総合的に判断した結果、市内の児童・生徒の給食食器として最適と考えられます。

平成16年度から開始いたします小野中学校及び小野小学校の給食用食器には、このうち、ポリエチレンナフタレートを使用する予定としております。導入する理由といたしましては、18年度から共同調理場（センター）方式で中学校給食を開始する予定となっている中で、小野小・中学校にはポリエチレンナフタレート、富海小・中学校には強化磁器を導入して、児童・生徒が実際に使用する状況を踏まえて、双方の食器のよい点、悪い点を判断し、共同調理場で使用する食器導入の参考にしていきたいと考えているものです。

また、現在、学識経験者、保護者代表、学校関係者からなる防府市学校給食実施協議会の中でも、食器の選択について協議をしていただいているところでございます。

いずれにいたしましても、教育委員会といたしましては、議員からの御指摘を踏まえ、児童・生徒が家庭的で暖かい雰囲気の中で食事ができる給食用食器を決定したいと考えております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 14番。

14番（藤野 文彦君） 今、御答弁いただきました中で、何点かについて質問させていただきますので、明快な御回答をお願いしたいと思います。

まず、1点目について、食器の材質でございますけれども、食材による着色汚れ、あるいは変形、収縮、耐薬品性、耐熱性について、いずれもこのPEN食器について優れているということでございますけれども、たわしで傷がつきやすい。あるいはこのPEN食器については、光を吸収しやすく、黄ばむことがある。直射日光に当てたり、窓際や紫外線殺菌灯の近くなどに置くことを避けてくださいというふうな注意書きもされてはいますが、この殺菌灯等の近くに置かないようにということで、そうしたことで、衛生面についてどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（山下 州夫君） ポリエチレンナフタレートでございますが、環境ホルモン溶出問題などに対応した新素材として開発をされておりまして、かつ、食品衛生上に規定する規格基準にも適合しておりますので、現時点では衛生面について問題はないというふうに考えております。

議長（中司 実君） 14番。

14番（藤野 文彦君） それでは、この食器等について洗浄されますが、洗浄されました後、保管庫で翌日に備えて保管されます。このときの保管庫の収納温度等、何度ぐらいでされるか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（山下 州夫君） 大変申しわけございませんが、温度の数字につきましてはちょっと資料をお持ちしておりませんので、また、お答えさせていただきたいと思いますが。

議長（中司 実君） 14番。

14番（藤野 文彦君） いずれにしても、食器は洗浄されました後、乾燥されるわけですから、この乾燥温度等を、先ほど光とか、殺菌、紫外線灯の近くにとということでございますから、ぜひ調べていただいて、お知らせをお願いしたいというふうに思います。それでは、後ほどでよろしいですから、よろしくお願いします。

それと、2番目といたしまして、コストについてでございますけれど、導入に先立ち重要視されます食器のコストですが、PEN食器、そして強化磁器食器のおのこの食器一式、予定されておりますパン皿、おわんの2個の単価等をわかれば教えていただきたいと思います。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（山下 州夫君） 食器の値段でございますが、御指摘のとおり、基本的には深皿、それからボウル、小皿の3種類を考えております。メーカーのカタログの表示価格でございますが、ポリエチレンナフタレートにつきましては、3種類合わせまして2,920円、それから強化磁器につきましては、3種類合わせまして3,190円の価格を予定いたしております。

議長（中司 実君） 14番

14番（藤野 文彦君） 今、PEN食器については、3種類1セットで2,920円、そして強化磁器については、1セット3,190円というふうにお聞きしましたけれど、この値段につきましてはですが、徳島市でこの強化磁器等が導入されておりますけれど、値段が、食器によってもいろいろ値段の段階があると思うんですけれど、安いことから高い分

まで、そうしたことでかなりの差があるんですが、この防府市で導入されようとしている食器についてのグレードと申しますか、これはハイグレードと申しますか、そのように理解してよろしいのでしょうか。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（山下 州夫君） そのように御理解を願いたいと思います。先ほども言いましたように、価格につきましては、一応メーカーのカタログ定価価格でございますから、実際の納入につきましては、これ以下になるというふうに考えております。

議長（中司 実君） 14番。

14番（藤野 文彦君） 徳島市が導入されました食器の値段が、PEN食器については食器一式2,780円と、PETは関係ございませんけれど、強化磁器については2,280円という、これも恐らくメーカーのカタログの値段だろうというふうに私は思うんですけど、その辺にしてもかなり差があるもので、この防府市において導入されようとしている食器が高級食器を導入されるという形で理解してよろしいかどうかということでございます。もう一度お願いします。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（山下 州夫君） 議員さん御指摘のように、このたびの食器につきましては新しく全部を入れるというふうになりますので、そういった時期ですから、いいものに合わせて入れていきたいというふうに考えております。

議長（中司 実君） 14番。

14番（藤野 文彦君） いや、私が今、質問しているのは、この食器についてはハイグレードというふうに理解していいのかという質問でございますから。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（山下 州夫君） 考え方としては、ハイグレードになるというふうに考えております。導入に、始まる時にハイグレードのものを入れておかなければ、後からまた変更するということとはできないというふうに考えております。

議長（中司 実君） 14番。

14番（藤野 文彦君） いずれにいたしましても、この食器については、児童がおいしく食べられるようにということですから、十分なグレードについても検討されていただきたいというふうに思います。

それと、この食器について、更新あるいは使用年数と申しますか、それについては大体何年ぐらいを考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（中司 実君） 教育次長。



教育次長（山下 州夫君） 御指摘のポリエチレンナフタレートの発売でございますけど、この食器につきましては平成13年1月からの発売でございます。メーカーの一応の提示によりますと、一般的には使用サイクルは6年というふうにお聞きいたしております。

議長（中司 実君） 14番。

14番（藤野 文彦君） 強化磁器の方は大体どのぐらいをお考えでしょうか。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（山下 州夫君） 強化磁器につきましても、同じような年数というふうにお聞きいたしております。

議長（中司 実君） 14番。

14番（藤野 文彦君） P E N食器が大体一般的に6年と、強化磁器についても6年ということによろしいんでしょうかね、今の。この資料を見ますと、強化磁器なんかは、壊れる以外は大体10年以上は使えるという特典がこの強化磁器でございます。その辺について、いま一度、6年で変えられるのかどうか、大体その辺を聞かせてください。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（山下 州夫君） 一応の目安としては、6年まではできるだけ持たせたい、それから後については、その状況について買いかえていきたいということでありまして、6年は、私どもとしても、今お聞きしておるのでは十分使えるんじゃないかというふうにご考えております。

議長（中司 実君） 14番。

14番（藤野 文彦君） 同じように大体6年というふうなことでございますから、そのように理解をしたいと思います。

続きまして、強化磁器食器のメリット・デメリットでございますけれど、これで破損率でございますが、富海小学校、中学校には強化磁器が導入予定されようとしています。大体、年間どの程度の破損率を考えていらっしゃるのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（山下 州夫君） 強化磁器食器の破損でございますけど、児童・生徒が教室に運搬するとき、それから、給食の盛りつけをするとき、それから、給食後の洗浄をするときに壊れる確率が高いというふうにご考えられております。強化磁器の納入業者のデータによりますと、年間の破損率は10%から15%の数字が目安というふうにご言われております。私どもといたしましては、導入した最初の1年間の破損率は一応20%を想定いたしております。

議長（中司 実君） 14番。

14番（藤野 文彦君） この破損率でございますけど、大体15%ぐらいだというふうに今、言われましたけれど、徳島市が導入されまして約1年たっていますけれど、磁器食器の導入後の破損率ということで、先ほどの、ちょっと返りますけれど、徳島市が導入されています食器の価格は中わんが254円強でございます。そして、小わんが232円。そして、皿というのが これは恐らくパンを置かれる皿だろうというふうに思いますけれど、これが285円です、正確には285円50銭ですけど。物すごい単価が違うんですが、徳島市においては過去1年間で大体12%だというふうになっています。この内訳については、不慮によるもの、あるいは洗浄機によるものというふうに私は思っているんですけど、徳島市の場合は一応内訳としてはされておりませんが、12%だと。

そうすると、防府市のこの食器の値段からすれば、まだまだ高価な器でございますから破損率は下がるんじゃないかというふうに思いますけれど、その辺どうでしょうか。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（山下 州夫君） 議員御指摘のとおりで、まだ私どもは導入しておりませんので、実質的な正確な数字等は出ておりません。メーカー等の一応目安というのを基準にして、今、答弁をさせていただいておるところでございます。ですから、扱いによっては随分少なくなるということは十分考えられるんじゃないかというふうには考えております。

議長（中司 実君） 14番。

14番（藤野 文彦君） この食器、富海小、富海中ですか、非常に高価な食器でございますから、食器の洗浄時、あるいは児童の持ち運び等についても十分な御指導をいただいて、大事に使っていただきたいということを、ここでお願いしておきたいと思います。

それから、富海小学校あるいは中学校に導入予定のこの強化磁器食器のサイズについて、小学生の1年生から中学生まで同一サイズを購入されるのか、あるいは若干、小学1年生、2年生、3年生ぐらいにしますと、まだまだ食べる量も中学生に比べればわずかだというふうに思いますけれど、その辺で、同一サイズを導入されるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（山下 州夫君） 食器のサイズでございますが、小学校の低学年、それから中学生に至るまで、同じサイズの食器を導入する予定といたしております。

議長（中司 実君） 14番。

14番（藤野 文彦君） 今、同一サイズを導入ということでございますけれど、私は食器についても、やっぱりサイズによって若干値段も違って来るだろうと思います。よく陶器市などへ行っても、大中小とあって値段が変わっていますし、そんなことで、ぜひサ

イズについては、小学生と中学生については変えられたらどうかというふうに思います。

徳島市の方でも、小学生については、中わんが直径が135ミリ、高さ5センチ6ミリ。同じくこの中わん、中学校はやっぱり1センチ大きい144ミリという、高さについては6センチでございます、60Hということですから。それと、小わんについては124、中学生が135、これ高さが小学生の方が50、中学生は56と。そして、パン皿については177ということで、これは同一でございますけれど、ぜひこの辺も検討されてはいいかと思うんですけれど、その辺をちょっと、お考えをもう一度お聞かせ願いたいと思います。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（山下 州夫君） 食器の導入等につきましては、先ほどもお答えをいたしましたように、今から富海、小野で、こういったものを導入していきまして、いろいろ研究していきたい。それから、給食実施協議会でも、食器については御検討いただくということにしておりますので、そのあたり、議員さんの御意見も十分取り入れさせていただきたいというふうに考えております。

議長（中司 実君） 14番。

14番（藤野 文彦君） ありがとうございます。ぜひそうした検討をお願いしたいと思います。

それから、安全性についてお聞きしたいと思います。

学校給食食器に具備される条件として、先ほど答弁いただきましたけれど、食品衛生上安全であり 食品衛生上安全な食器とは、人に対して有害なものが溶け出さない素材、環境ホルモンにかかわる原材料の無使用、酸化防止剤、滑剤などの添加もされていない、したがって人に害を及ぼすことがないと認識しているということで答弁がございましたけれど、ポリエチレンナフタレート、通称PEN食器でございますけれど、先ほどもありましたように、2001年、平成13年に開発、発売されました。実用年数も非常に短くて、十分な検討の上でこれを導入されるようになったのか、一応、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（山下 州夫君） ポリエチレンナフタレートにつきましては、ただいま議員さん御指摘のとおり、先ほども御回答申し上げましたが、平成13年1月から発売をされております。

食器の導入につきましては、教育委員会では、安全性、それから洗浄、保管、運搬がしやすい、こういったことなどの項目を検討した結果、現時点で衛生面、安全性、耐久性に

優れている食器として、ポリエチレンナフタレート及び強化磁器を決定いたしております。

ちなみに山口県で毎年実施されております学校給食基本調査の使用食器の材質調査という調査がございますが、この結果では、県内の小・中学校でポリエチレンナフタレートの食器を使用している学校は、13年度はございません、ゼロでございます。14年度は59校。15年度は概数ではございますが、約100校強の学校で使用されており、県内公立の小・中学校全体の約20%で使用されているという状況でございます。

議長（中司 実君） 14番。

14番（藤野 文彦君） 今、県内の小・中学校の約20%が、このPEN食器を取り入れているという御回答でございますけれど、やはり、この食器については、一番大事なことは何よりも安全かつ安心感を持って使用できることが最も重要だというふうに述べられていますように、徳島市が、このPEN食器とPET食器と強化磁器を一応試験的に導入に当たって実施されていますが、その中で、この新食器、磁器に決定したということでもありますけれど、これをちょっと紹介します。

PEN食器とPET食器は、環境ホルモン溶出问题などに対応した新素材として開発されている、先ほど答弁いただきましたとおりでございますけれど、これらのすべての食器について、現時点では安全性に問題がないと考えられる。そして、PEN食器とPET食器は、熱伝導や作業性等については、学校給食の食器として満足できる性能を有している。しかし、PET食器については汚れが落ちにくいため、選定から外されたと。PET食器は先ほど話が出ていませんから、これは除外しますけれど。

新素材の食器は、学校給食現場での利用実績が4カ月から1年程度と短いため、経年変化による食器性能の劣化の程度が把握できないと。また、現時点では安全性には問題はないものの、新素材は化学合成物質であるため、将来、新たな環境ホルモン物質等が発見される可能性を否定できない。食器使用テストのアンケート調査でも、保護者あるいは食器検討委員会ですか、そうした中から、将来的には不安を指摘する声もあったということで、強化磁器が決定されたわけですけど。

いずれにしても長所と短所、PEN食器についても、よいところと悪いところがあります。強化磁器食器についても、よいところと悪いところがございますけれど、私が考えますには、こうした家庭で通常使っているのが、やっぱりこうした強化磁器食器で私も食べていますよね。そうしたことから、やっぱり児童にもそうした食器で食べさせるのが私はベターだというふうに思いますし、コスト的にも、先ほどPEN食器については6年程度で交換すると、強化磁器については私は10年、家庭でも普通6年でかえる家庭というのはまずないんじゃないかなというふうに思いますけれど。

そうしたことで、ぜひこれからの中学校に導入されます給食で、18年度に向けて、また食器等を購入されると思いますけれど、そうしたことで、ぜひ、いま一度、小野小、小野中学校に導入予定のPEN食器と、富海に今回導入予定の磁器食器、この辺も十分これから調査も含めて導入されるように強く要望しておきたいと思います。

いずれにいたしましても、すぐですから、早めに手を打っていただいて、御検討をお願いしたいというふうに強く要望いたしまして、この件についての質問を終わりたいと思います。

議長（中司 実君） 助役。

助役（土井 章君） 藤野議員さんから、小・中学校の給食食器について、安全性、耐久性、そして保温性、経済性という、特に経済性も含めて、徳島市の例を挙げての御提言でございます。

ずっと議員の御提言と教育委員会の答弁を聞いておりますと、かなり落差があるような感じがいたしましたし、どうも聞いておって、我々も財政を預かるという観点から疑問に感じる点多うございます。

例えば、初年度で破損率が20%なら、耐用年数が6年じゃなくて、5年で全部破れるという話ですし、すべてがポリエチレンナフタレートでなければいけないのか、あるいは磁器でなければいけないのか、パンは熱くもない、あるいはパン皿から害が出るような性格でもない。パンをつい皿の上に乗せるだけですから、アルミであるとか、あるいはステンレスではいけないのかというようなことも含めて、もちろん安全性を第一、そして、落ちたときに子どもがけがをせんような食器というようなことも考えながら、一方では経済性も大事です。

と申しますのは、近い将来、中学校の完全給食、そのときには食器を洗うのが小学校と中学校と、というわけにはいかんでしょうから、同じ製品になるかもしれません。そうすると、一挙に相当なボリュームの食器をかえると、すごいお金になるような気がしますので、経済性も無視できないと思いますので、今、いろいろ教育委員会が答弁しましたが、もう少しうちの財政当局も含めまして、安全を重視することはもちろんですが、経済性も含めて検討させてもらいたいというふうに思っています。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（山下 州夫君） 先ほどの御質問に対して、1つお答えできておりませんでしたので、御答弁させていただきます。

食器保管庫の収納温度でございますが、ただいま80 から85 で保管をいたしております、1時間程度。また、食器によりましては、少し高くなったり低くなったりという

こともございますが、通常としては80 から85 の温度で保管をいたしております。

議長（中司 実君） 以上で、14番議員の質問を終わります。

---

議長（中司 実君） 次は、5番、山本議員。

〔5番 山本 久江君 登壇〕

5番（山本 久江君） 日本共産党の山本久江でございます。それでは、通告の順に従いまして一般質問を行います。

まず、第1点目は県央部合併についてでございます。

今回、一般質問で合併問題が大変多く出されておりますけれども、私は住民投票につきましてお尋ねいたします。現在、2005年3月までの2市4町の合併を目指すということで、法定協や各小委員会が頻繁に開催をされまして、その中で、市民にとって住民サービスがどう変わっていくのか、また、地域経済にも影響を及ぼす新市の事務所の位置を巡っても、さまざまな問題が明らかになってきております。

全国的にも法定協の設置は、10月25日現在、1,662市町村、426協議会に及んでおりますけれども、しかし、一方で、法定協で合併後の姿が具体的にになればなるほど、本当に自分たちの市や町をなくしていいのか、こういう声が広がりまして、合併の是非を問う住民投票を行う自治体がふえてきております。

2001年7月、合併の可否を問う条例に基づく全国で初めての住民投票が埼玉県上尾市で行われましたが、最近の状況を拾ってみますと、例えば先月、11月は、全国で市町村合併についての住民投票は15件実施をされ、そのうち法定協への加入の是非や合併についての賛否を問うものは14件、合併の枠組みを問うものは1件行われました。先々月、10月は、合併に関する住民投票は18件行われております。

まさに合併を決めるのは市民であり、市民に公正・公平な立場であらゆる情報を提供し、市の将来、防府市の将来を決めていくことが極めて重要ではなかろうかというふうに思います。民意をどのように把握するのか、合併をするのかしないのかの最終判断に、私は合併の是非を問う住民投票が必要だと思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。

以前にもこの質問をさせていただきました。2月14日の第2回市議会臨時会では、私の質問に対し、市長は「議会がその必要があると判断されるのであれば、住民投票を行うことに何らやぶさかではございません」このように答弁をされております。法定協での議論がだんだん明らかになりまして、改めて市長のお考えをお尋ねいたします。どうぞよろしくお願いたします。

質問の2点目は、障害者支援費制度についてでございます。

ことし4月、障害者福祉分野の新しい制度としてスタートいたしました支援費制度は、実施をされて8カ月が経過をいたしました。この制度の導入に当たりましては、障害者の自己決定を尊重し、障害者みずからがサービス選択をし、障害者すなわち利用者と在宅サービス事業者あるいは障害者施設が対等な立場に立ち、契約を交わして、サービスを利用する制度、こういうふうにして、いろいろな形で宣伝をされましたことから、障害者や家族あるいは関係者に大きな期待が高まってまいりました。

しかし、実施をされて以降、利用できないとか、あるいは契約できないなど、制度の趣旨とは逆行する問題が各地で生まれておりまして、期待を大きく裏切られていると言わざるを得ません。ことし1月のホームヘルプサービス利用時間における上限設定問題、こういう問題では、制度の根幹にかかわる問題として、障害者関係団体が共同でその撤回を求めたことも、制度への不安を高めた問題として記憶に新しいところでございます。支援費制度が真に障害者の自己決定を保障し、自立を促進するものとなるように、この制度の抜本的な改善が求められているのではないのでしょうか。

そこでお尋ねいたしますけれども、防府市におきまして、知的障害者、身体障害者、それぞれ申請状況はどのようになっているのか。また、その利用状況につきまして、居宅支援事業、施設訓練等支援事業にそれぞれ御答弁をお願いしたいと思います。この中で、支給決定されても利用できない状況、いわゆる待機者はどのようになっているのか、今後の対応も含め、お尋ねいたします。

また、支援費制度でも重要な柱となる地域生活支援事業、特に障害者生活支援センターの活動状況につきまして御答弁をお願いいたします。

最後に、支援費制度の実施に伴い、同一時間内に2つ以上のサービスを同時に利用することはできないという理由で、サービスの併用が禁止をされましたり、通所、通学時の移動介護の活用も認めていないなど、生活実態に合わない状況が生まれてきております。こうした問題の改善につきまして、今後、市としてどのように取り組んでいかれるのか、お尋ねいたします。

次に質問の3点目ですが、父子家庭の医療費助成について質問をさせていただきます。

今日、長引く不況が続く中、リストラや企業倒産などで経済的にも厳しい父子家庭が増加している中、父子家庭に対する実情認識や福祉対策は本当におくれております。全国的にも父子家庭が抱える困難や問題点、福祉対策の方向もまさにこれからという状況でございます。

例えば、所得制限や支給制限が強められましたけれども、現在、母子家庭に支給されております児童扶養手当、また、母子家庭医療制度も、所得状況が同じであっても父子家庭

では対象となりません。母子家庭と父子家庭の抱える問題の違いはあっても、経済状況が同じであれば、一人親家庭の福祉支援策として実施されるべきだと考えます。

特に医療費助成については切実でございます。県内でも下関市や周南市など2市3町が父子家庭医療費助成制度をつくり、その対象児童の年齢に違いはあっても、この制度、大変喜ばれております。ぜひ防府市でも、心の通うきめ細かい福祉の一環として取り組んでいただけたらと思っておりますが、いかがでございましょうか。よろしく願いいたします。

質問の最後でございますが、4点目に、インフルエンザ予防接種への補助について質問をいたします。

各種予防接種は、法に基づき、伝染のおそれがある疾患の発生及び蔓延を予防するために予防接種を行って、公衆衛生の向上及び増進に寄与する、そして予防接種による健康被害の迅速な救済を図る、こういうことを目的に行われております。

インフルエンザも流行すれば住民に大きな健康被害が広がります。こうした被害を抑えていくために予防接種が行われております。まさに一たん流行が始まりますと、短期間に乳幼児から高齢者まで膨大な数の人を巻き込み、気管支炎や肺炎などを併発し重症化いたします。かつて平成7年、11年と大流行し、県内でも患者数が2万人を超えたこともございました。

この予防接種、自己負担が、65歳以上は助成措置があり1,000円となっておりますけれども、64歳以下の場合、一部を除き1人3,000円の負担となっております。経済的な負担が大きいため予防接種ができないという家庭もございまして、この予防接種への補助の対象を64歳以下にも広げていただきたいと思いますと思っておりますが、いかがでございましょうか、御答弁をよろしく願いいたします。

以上、大きく4点にわたりまして質問をさせていただきましたけれども、執行部におかれましては、誠意ある御回答がいただけますようによろしく願いいたします。以上で、壇上の質問を終わります。

議長（中司 実君） 5番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、県央部の合併についての御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、合併協議会も先月末で11回を数え、本年度中の協議会も予定ではあと4回を残すのみとなり、協議内容につきましても大変重要な時期に差しかかってまいりました。合併協議会では、防府市民にとって直接影響のある行政サービスや住民負担につきまして慎重に協議を重ね、調整を行ってまいりましたが、おおむねサービスは高く、負担は低い方向で調整がなされております。



これまで、合併に関する協議内容等の情報につきましては、その都度、市広報やホームページ、法定協だよりや出前講座等により市民の皆様にお知らせしてまいりました。

冒頭申し上げましたように、合併協議もこれから終盤を迎え、大変重要な時期に差しかかってまいりますので、引き続き積極的な広報活動に努めるとともに、今後の合併協議の進捗状況を見ながら住民説明会を開催するなどして、市民の皆様の御意向をしっかりと聞きしてまいりたいと考えております。

お尋ねの住民投票につきましては、これまでたびたび申し上げておりますように、市民の代表者で編成される議会、その議会の皆様方が必要があると判断されるのであれば実施してまいりたいと、そのように考えております。

残余の御質問につきましては、担当部長より答弁いたさせます。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） それでは再質問をさせていただきますが、合併の是非を問う住民投票を実施する場合、合併の是非が判断できる客観的な資料といたしますか、公正な情報公開を徹底して行うことが私は重要だというふうに思います。何といたっても情報が欠けていますと、市民は何をどう受けとめて、どう考えるのかということができませんので、今ある情報をきちんと市民に伝えていくということが何よりも大切だというふうに思います。

その上でお尋ねいたしますが、今、市長は、議会が必要があると判断されるのであれば住民投票を行うというふうな御答弁だったかと思えますけれども、それでは、住民投票の時期といたしますか、その点についてはどのように考えておられるのか。いろんな形で住民の意見を聞くというふうなお話はございましたけれども、そのあたり、もし住民投票をやるとしたらどういう時期か。この点につきましてお尋ねしたいというふうに思います。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 今、申し上げましたような理由で、そのような事柄について、私が時期云々というようなことを考えるような状況ではございません。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） 新聞報道によりますと、県内では三隅町が、長門市あるいは油谷町あるいは日置町との合併の是非を問う住民投票条例を、この12月議会に提案されるそうでございます。これは市長、首長による住民投票条例の提案というのは県内で初めてだということで報道されておりましたが、市長は先ほどの御答弁のように、議会がとにかく必要であると判断すれば提案をしていくということだったんですが、全く市長提案で出されるお考えがないのか、それとも状況によってはあるのか、そのあたりを少し御見解をお聞かせ願えたらと思います。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私は、議員の皆様方、要するに市民の代表者、代弁者で構成されている議会というものの存在を重んじている者の一人でございます。したがって、議員の皆様方が、すなわち市民の声を背に受けて議席におられるわけございまして、その議会を尊重し、議会の意思を大切にさせていただくことが、私にとって、すなわち市民のお心を大切にしていくことにつながると、このように判断をいたしているところでございます。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） 市長の言われんとすること、理解できるわけですが、そうしますと、もう少し突っ込んでお答え願いたいと思うんですが、市長提案という形での考えはどうだろうかということで、もう一度御答弁をお願いいたします。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 今まで申し上げたような理由で、私から提案するという考えは現時点で持ち合わせておりません。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） これ以上、質問をするということはやめにしたいと思いますが、やはり防府市の存立にかかわる重要事項でございます、合併問題というのは。これからの防府市の将来を決める大事な問題に、議会ももちろんですが、市民の一人ひとりの意思を直接確認していく、こういう必要があるかというふうに思います。

最終的には、まちづくりの方向を住民自身が決める住民投票を行っていくということが非常に大事だということを意見を述べさせていただきまして、この項につきましては終わらせていただきます。

議長（中司 実君） 1の県央部合併については終わります。

続いて、2の障害者支援費制度についてを答弁をお願いいたします。健康福祉部長。

健康福祉部長（村田 辰美君） それでは、障害者支援費制度につきまして、健康福祉部の方からお答えをいたします。

本年4月から障害者支援費制度を実施しておりますが、現在まで、特に大きな支障もなく順調に推移しているところでございます。

御質問のまず第1点目の申請状況と利用状況でございますが、本年10月までの集計では、身体障害者の施設関係につきましては、101人の申請者のうち82の方が入所または通所をされ、居宅サービス関係につきましては、173人の申請者のうち116の方がサービスを利用されております。知的障害者の施設関係につきましては、1

86人の申請者のうち149の方が入所または通所され、居宅サービス関係につきましては、61人の申請者のうち38の方がサービスを利用されております。障害児の居宅サービス関係につきましては、80人の申請者のうち65の方がサービスを利用されております。

なお、制度改正による利用状況の動向につきましては、4月以後半年間のものではありませんが、障害児のショートステイ利用が、前年度に比べ、かなりの伸びを示しているところでございます。

御質問2点目でございます待機者の状況でございますが、待機登録のみの方も含め、身体障害者の施設関係では19人、知的障害者の施設関係では37人の待機者がおられます。この待機者の方たちについての今後の対応でございますが、ホームヘルプサービス、デイサービスなど在宅サービスが充実していく中で、徐々に待機状況は解消されていくのではないかと考えております。

次に、御質問3点目の生活支援センターの活動状況でございますが、本格的に活動開始した7月から10月までの4カ月間に45件のケースについて相談を受けており、相談内容は、日常生活に関するもの、福祉サービスや施設に関するもの、就労に関するものなど多方面にわたっております。今後も利用の周知に努め、障害のある方たちの利便を図ってまいりたいと考えております。

最後に、御質問4点目の支援費制度の問題点についてでございますが、制度上やむを得ない部分もあるのではないかとと思いますが、真に利用者にとって必要があると考えられる点につきましては、国・県に要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） 御答弁をいただきましたが、再質問をさせていただきます。

ここに資料があるんですけども、日本障害者センターと障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会、この団体が7月に調査を行っております。全国市町村支援費制度実施状況調査、こういう調査が行われているんですけども、この結果を見ますと、予想以上に身体障害者の申請が低いという状況が明らかになっております。ちょっと数字を言いますと、制度利用のために申請した障害者の方は全障害者数の7.5%、予想以上に低い状況だ。特に知的障害者申請率34.8%に対して、身体障害者の場合が3.5%と非常に低いということが明らかになりましたというふうに報告をされております。

御答弁の中で、防府市の場合、じゃ、どうかということなんですが、身体障害者の方々の申請は、施設、在宅合わせて274人。御答弁を聞きまして計算いたしました274

人、全身障害者の約7%に過ぎないわけですね。支援費制度というのは大変期待をされてスタートをし、障害者の方々の利用の申請が非常に多いただろうと予測をされておりましたけれども、身体障害者の方々の約7%に過ぎない、こういう状況でございます。この状況を市としてどのように考えておられるのか、まず、それが第1点ですね。

それから、支援費制度を実施後の新しい申請、これまで身障者サービスを利用されていた方ではなくて、支援費制度ができた、すばらしい制度だということで新しく申し込まれた申請の方々、どの程度いらっしゃるのか、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

議長（中司 実君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田 辰美君） お答えをいたします。

身体障害者の申請数が274人であるということについてでございますが、平成15年12月1日現在で、防府市の身体障害者の約61%を占める65歳以上の方につきましては、基本的に支援費ではなく介護保険のサービスを受けていただくことになっております。よって、申請の必要のない方がかなりございます。また、これよりほかの65歳未満の方の中にも、現時点では支援費によるサービスを必要とされていない方も多数おいでになります。したがって、必要のある方につきましては、かなりの程度申請をされているものと考えております。

御質問の制度実施後の身体障害者の新規申請につきましては、施設関係で8件、居宅サービスで25件、知的障害者の新規申請は、施設関係で13件、居宅サービスで14件、障害児の居宅サービスの新規申請は32件となっております。

今後も市広報での障害者特集号への掲載や、障害者団体、また障害者生活支援センターと連携を十分とりまして、周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） 御答弁の中では、65歳以上の方は介護保険制度で対応されているという御答弁もございましたし、問題点は、そもそも利用したくてもできないではないか、ここが問題じゃないかというふうに思うんですね。

壇上で質問をいたしましたときに、待機者の方々の数を尋ねました。いろいろ御答弁いただきましたけれども、知的障害者及び障害児のショートステイの利用の伸びがぐっと最近ふえてきているとか、それから、身障施設あるいは知的障害者施設の待機者数を考えてみますときに、やはり御答弁の中から言えることは、基盤整備が大変おこなわれているのではないかとこのことを率直に指摘せざるを得ません。

支給決定されても利用できないという、この矛盾の解決のために、御答弁の中では、こ

れから在宅サービスをしっかり充実をしていくよというふうなお話でございましたけれども、じゃ、その施設のサービスは一体どうなっていくのか。国の方も在宅重視で、ホームヘルプサービスを充実をしていくとか、そういった形での在宅支援の方向になってきておりますけれども、現実には、やはり在宅と施設と両方希望があるわけですね。おくれております施設サービスについては、市としてどのようにお考えか、そのあたりをお尋ねいたします。

議長（中司 実君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田 辰美君） お答えいたします。

施設関係につきましては、現行計画におきまして、施設入所の整備は原則として行わないが、通所施設の整備は引き続き行いますというのが国・県の方針でございます。

したがって、当面は近隣市にあるものも含め、通所施設、デイサービス事業を利用させていただくこととなります。在宅でホームヘルプサービスやショートステイを利用させていただくことになるわけでございますが、その際、ホームヘルプサービスやショートステイの利用は十分にできますように、市としても十分配慮してまいりたいと考えております。

次期の国・県の障害者福祉計画の見直しの時点で、待機者の状況により必要であれば、国・県に整備を要望してまいりたいと考えております。

また、現在、障害者福祉全体につきましては、施設から地域へというのが国・県の方針でございますので、市といたしましても、入所することなく地域生活をするのが可能となるよう、在宅サービスの充実に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） 今後の方向も含めて御答弁いただきましたけれども、障害者福祉を今後どうしていくかということは、障害者基本計画が防府市にはございます。その中で、今後の方針につきましては、計画は盛り込まれているわけですが、こういった形で支援費制度がスタートして、やっぱりいろんな矛盾が出てくると、こういうあたりを基本計画の数値目標へぜひ反映をしていただきたいというふうに思います。

今後、障害者の状況、家族の状況、それからニーズ、これいろいろ将来的に変わっていくと思うんですね。こういった実態とニーズを、この基本計画の中に今後、反映していただきたいと、さらに反映していただきたいというふうに思いますが、その点はいかがでしょう、お答え願います。

議長（中司 実君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田 辰美君） お答えいたします。

現行の第3次防府市障害者福祉長期計画につきましては、計画年度が平成15年から平成22年度までとなっております。数値目標につきましては、その間の平成18年度に見直すことになっております。

居宅サービス関係の数値目標につきましては、その見直しの際、実態を勘案し反映させていきたいと考えております。施設関係につきましては、今後の将来状況をよく見極めまして、見直しの時点で必要と思われる場合は、国・県に整備を要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） 最後にもう1点お尋ねいたしますが、支援費の支給決定をする場合、あるいは障害者の方から不服審査の請求が出されてきた場合に、防府市の場合は審査会がございません。第三者の意見を考慮するという点でどうだろうか。介護保険の場合は審査会がありますけれども。この審査会、今後、設置されるお考えはないかどうか、お尋ねいたします。

議長（中司 実君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田 辰美君） これまでのところ本市におきましては、支給決定の内容につきましてはほとんど苦情を受け付けておりません。よって、ほぼ妥当な決定がなされておるものと考えております。

また、支援費は介護保険のように遡及認定を認めておりませんから、迅速に支給決定を行う必要がございます。したがって、今のところ、支給決定に関する審査会を置くことは考えておりません。県内でも、審査会制度を設けている市町村はないと聞いております。

なお、不服申し立てに関する審査会につきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） いずれにいたしましても、4月から実施をされました支援費制度というのはいろんな理念とか、それから趣旨、いろいろ宣伝されましたけれども、これに逆行したような問題が、今、本当にこの防府市でも浮き彫りになってきているのではないかというふうに思います。依然として、やはり家族の介護に依存をするというふうな、そういう形で進んでいるような状況がひとつあるのではないかと。

この支援費制度というのは、やはり障害者の方々の自己決定、自立支援ということが目

標になっているわけで、社会的な支援を目標につくられた制度ですけれども、依然としてそういう形で、まだまだ課題が多いと言わざるを得ません。

ぜひ、防府市の場合は福祉都市宣言も行っておりますし、きめ細かなサービスの一環として、やはり必要なサービスを自由に選択できると、この趣旨どおりに今後実施をされていくように強く要望いたしまして、この問題につきましては質問を終わりたいと思います。

次に、父子家庭の問題、よろしく申し上げます。

議長（中司 実君） それでは、以上で、2の障害者支援費制度を終わります。

次に、父子家庭の医療費助成についての答弁を求めます。健康福祉部長。

健康福祉部長（村田 辰美君） 父子家庭の医療費助成についてお答えをいたします。

医療費の助成につきましては、県の福祉医療制度に基づきまして、重度心身障害者、母子家庭及び乳幼児を対象に、一定の所得制限はございますが、医療費の自己負担額を助成し、保健福祉の向上を図っているところでございます。

このうち、乳幼児医療費助成制度につきましては、平成15年度から、通院医療の年齢制限が3歳未満から5歳未満に引き上げられております。平成16年度はさらに小学校未入学児まで引き上げることとされておりまして、したがって、父子家庭を含む乳幼児の医療費につきましては、制度の拡充により負担の軽減が図られているところであります。

議員御質問の父子家庭の医療費助成につきましては、公平性の観点からは十分理解しておりますが、市といたしましては、全県的な母子家庭医療費助成制度の中で対応したいと考えておりまして、今後、県に対し、制度の拡充を要望してまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） それでは、この点で質問をさせていただきますが、全国母子世帯等実態調査というのがされております。これをちょっと読ませていただきましたが、やはり一人親家庭、本当に子どもの養育、それから生計の維持を一人で担わなくちゃいけないということから、いろんな面で困難を抱えている状況がこの調査を見ましてわかりました。

やはり一般的には、父子家庭は母子家庭より収入が多い結果となっておりますけれども、家事とか児童の養育などの問題とあわせて、最近の経済状況の中では、やはりリストラとか企業倒産とか、雇用状況が大変悪化しておりまして、本当に経済的にも厳しい父子家庭がふえてきております。その状況もこの調査では反映されておりましたけれども、父子家庭の問題を議会で取り上げたのは、今回、私、初めてなんです、いかにこの父子家庭が深刻な状況にあるか。やはりもっともっと実態を調査しなければならないなということ

痛感しております。

市としても、父子家庭に対する福祉対策、施策の充実など、その位置づけとか、方法とか、もう少し基本的なところで示していく必要があると思いますが、その点、まず基本的な位置づけですね、その辺を御回答いただけたらと思います。

議長（中司 実君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田 辰美君） お答えいたします。

父子家庭につきましては、母子家庭よりも、議員おっしゃいましたけれども、経済的には恵まれている場合が多いと思っておりますが、逆にまた母子家庭とは異なる困難を抱いておいでになる場合もあろうかと思えます。先ほども御答弁申し上げましたように、今後、この父子家庭に対しての社会的認識の変化や、父子家庭からの御要望を十分に踏まえまして、国・県に要望してまいりたいと存じております。

以上です。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） 県内で、この父子家庭に対する福祉支援策をきちっと位置づけて支援策をとっているところはないか、いろいろ調べてみたんですが、この医療費助成制度をつくっている市がございます。

例えば下関市なんですけれども、下関市は、父子家庭の7歳未満の児童を対象に医療費の助成制度をつくっています。それから周南市なんですけど、この市も、父子家庭の父及び児童は18歳に達する年度の年度末までという形で、市町村民税、所得割の非課税世帯、これは母子医療費制度の所得制限と同じですけれども、こういう制度を市独自につくっている市もあるんですね。

お尋ねしたいんですが、これらの市では、この医療費制度を実施することで、どの程度の財政負担となっているか、調査をされておりましたらお尋ねいたします。

議長（中司 実君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田 辰美君） 今、議員がおっしゃいましたように、県内で、下関市、周南市で実施されております。下関市では、父子家庭であれば、父親を除く7歳未満の児童だけを対象とした医療費助成制度がございます。この場合、児童については小学校入学前までは乳幼児医療制度がありますので、実際は小学校入学時から7歳になるまでが、この父子医療費助成の対象になると思われれます。市の助成額は年間約40万円になると伺っております。

それから、もう1市、周南市でございますが、母子家庭医療と同じ条件で父子家庭医療の助成をされております。今年度、今、8カ月間ですか、約300万円の負担となっております。



るように聞いております。

父子家庭の問題は本市にだけあるものじゃございませんので、県内各市の父子家庭にひとしく助成がなされるよう、母子家庭医療の拡充につきましては、県に要望してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 5 番。

5 番（山本 久江君） 市としては県に要望していくと、母子医療費助成制度の充実という形で県に要望していくという、こういう御回答でございました。

やはり基本的な考え方として、母子世帯と同じ収入で一人親家庭であっても、父親であるということで福祉支援策がないというのは、これは大変問題だというふうに思うんですね。所得が高ければそれなりに制度から外れるという面もありますけれども、一人親家庭であって、さまざまな苦勞、母子世帯とは違うけれども苦勞がありながら、それが父親であるということだけで、そういう施策がないという問題、この点について、ぜひ県にも要望をされるし、市独自でも、この周南市、下関市、状況を聞きましたけど、それほど財政負担のかかる問題ではございませんので、ぜひこのあたりも両方検討していただけたらなということで、これも要望をしておきます。

次に移ります。

議長（中司 実君） 以上で、3の父子家庭の医療費助成についてを終わります。

次に、4のインフルエンザ予防接種への補助についての答弁を求めます。健康福祉部長。

健康福祉部長（村田 辰美君） お答えをいたします。インフルエンザ予防接種の補助についてお答えいたします。

インフルエンザ予防接種は、予防接種法に基づきまして、個人の希望により接種するものでございますが、議員御指摘のとおり、定期的予防接種の対象年齢は65歳以上と定められております。この規定につきましては、高齢者にインフルエンザへの感染の可能性が高いこと、また罹患した場合の肺炎等の合併症による死亡または重症化を防止するため、対象者を65歳以上としているものであり、今後とも、法の趣旨に沿って実施してまいりたいと存じております。

なお、蔓延予防上、緊急を要する場合は、対象者の年齢など、県の指示により行うこととなっておりますので、これに従いまして実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 5 番。

5 番（山本 久江君） 助成の検討はなかなか難しいという御答弁だというふうに理解

しますが、もう1点お尋ねしたいんですが、高齢者の死亡率が高い肺炎ですね、その予防のためにインフルエンザワクチンと肺炎球菌ワクチンの併用が効果的だというふうに言われております。インフルエンザのワクチンと肺炎球菌ワクチン、この併用が効果的だと言われているんですが、これは関係者からも大変要望が多いんですけども、肺炎球菌ワクチンへの助成、これは県の方でもいろいろ問題となっておりますが、この点、どのようにお考えか、あわせてちょっとお尋ねいたしたいと思います。

議長（中司 実君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田 辰美君） お答えをいたします。

現在、国においては肺炎球菌性肺炎に対する予防接種上の取り扱いについて、肺炎球菌ワクチンの予防接種は重症化例の減少にどの程度有効であるか、また、医療経済上の観点も含め、肺炎球菌ワクチンの有効性、安全性等の調査・研究が進められているところでありますので、この助成につきましても、今後の国の動向を見ながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） 今回、感染症対策として、この問題を取り上げさせていただきましたけれども、市としては、独自での助成措置ということはなかなか難しいと、今後、要望も含めて検討したいということですが、例えばインフルエンザ、例の平成7年、11年に流行したときに、市にとっては、国保財政も大変な状況になったわけですね。医療費負担がかなりふえてきました。本人の健康被害が大変甚大なものであると同時に、医療費もかなりかかってくる。

こういう状況の中で、やはり財政面からも検討していく必要もあるし、何よりも人の命にかかわる問題ですから、ぜひこの感染症対策、県に要望するということももちろん大事ですけれども、市としても、保健衛生、公衆衛生の立場から、ぜひ今後とも検討をしていただきたいということを要望いたしておきます。

以上、4点にわたりまして質問をさせていただきました。御答弁ありがとうございました。今後、ぜひよろしく願いいたします。

議長（中司 実君） 以上で、5番議員の質問を終わります。

ここで、5分間休憩いたします。

午後 2時21分 休憩

---

午後 2時31分 開議

議長（中司 実君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

次は、2番、山下議員。

〔2番 山下 和明君 登壇〕

2番（山下 和明君） それでは、通告の順に従いまして、質問をさせていただきます。まず最初に、都市景観条例についてであります。

開発と保存の問題が大きく取りざたされる中、時代とともに建物は新しく、道路は広く変化してまいりました。しかし、建物は時代の文化の反映であり、その時代の生活様式や人々の考え方が建物から知ることができます。しかしながら、開発と保存は矛盾も多く含んでいるのも実情です。

そこで、無秩序な開発により残さなければならない景観や地域環境に悪影響を生じさせないために、景観条例によって調和に配慮した整備計画が各方面でも推進されています。設置している自治体の景観条例もさまざま、自然を生かした景観づくり、歴史に配慮した景観づくり、都市的景観づくり、その形成によって地域にふさわしい調和のとれた整備を進めています。また、景観の整備を通じて、住民の意識を高め、条例を持つことによって、地域のイメージアップを図ろうとする自治体側のねらいもあるようです。

本市においても、緑化推進により沿道筋の樹木も大きく成長し、都市景観の向上がうかがえる箇所もありますが、しかし、市街地や周辺では、調和の欠けた広告と構造物、建築物が景観を阻害しているのも多いようです。

防府市都市景観条例の概要については、現在、2市4町の合併協定項目の一つとして協議が図られているところでありますが、お聞きしています現段階での調整上の課題は、この条例は山口市、防府市のみのものであって、他の4町は定めていません。

目的等の条例の内容はおおむね同一であるが、山口市は大規模建築物、地上の階数が6階以上、延べ床面積5,000平方メートル以上の新增築等に係る届け出を義務づけているほか、都市景観に関して助成金の交付要綱を定めています。防府市では、都市景観形成地区の指定について、住民からの要請に基づく指定手続が明文化してあります。

また、調整案では、指定手続について明文化している防府市の内容を基本に調整することとするが、山口市が定めている指定区域外での大規模建築物等の新增築の届け出制度を取り入れることとする。また助成についても、山口市の内容を基本に調整することが図られています。

そこでお尋ねいたしますが、本市の条例が設置されたのは平成14年10月、1年が経過いたしますが、地区指定は現在のところ該当する地区はありません。条例では助成に関することが明文化していますが、しかし、助成金の交付基準が明確に定められておらず、

住民に対し、どのように説明してよいのか困惑いたします。情報を提供しようにも支援が明確でない、こんな不備な条例では、市民から地区指定の理解と協力もいただけないのではないのでしょうか。現状から判断して、都市景観形成の地区指定に、住民は積極的な要請に着手することはないのも当然だと思います。

合併の時期を座して待つのではなく、前段申しました合併にかかわる調整案を基本として、助成の対象、基準、交付要綱を早急に作成し、景観条例によって、その地域にふさわしい、景観を生かした、調和のとれたまちづくりを推進することが望ましいと考えますが、御所見をお伺いいたします。

次は、放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例についてであります。

放置自動車に関する条例が施行され、1年9カ月が経過する中、放置自動車が条例によって撤去され、効果があらわれてきたことは御承知のことで、また、同条例は各方面からも関心は高く、問い合わせも多いと聞きます。同条例については、本年3月議会において、同僚議員からも質問がなされ、放置自動車の処分について、関係部署の方々が御努力されておられますことを認識したところでございます。

そこでお尋ねいたしますが、現在、確認されておられる放置自動車について、発生状況と処分状況はどうなのか、また、処分の執行を妨げている原因はどこにあるのか、お伺いいたします。

以上で、壇上にての質問は終わります。

議長（中司 実君） 2番、山下議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、都市景観条例における助成の交付基準についての御質問にお答えいたします。

本市には地域固有の景観が随所に見られます。こうした固有の景観特性を活かしたまちづくりを進めていくことは、極めて大切なことと考えております。こうしたことから、本市においても、市内全域を対象とした都市景観条例を制定し、地域住民の皆様と一緒にまちづくりを進めることとし、基本的に地区住民からの要請に対して、市が景観形成地区を指定することにいたしております。

議員御指摘の助成金の交付要綱の作成につきましては、対象地区を市内全域としておりますので、すべてに対応できる要綱の作成に大変苦慮しているところでございます。条例の目的であります緑豊かな自然、歴史的、文化的遺産など、よりよい景観の誘導を行う観点から、基本的な助成要綱を早急に作成いたしたいと存じます。

なお、地域特有の景観指定に対する要綱は、それぞれの地域により指定方針が異なると

思われますので、それに応じた交付要綱を必要に応じ随時作成してまいりたいと考えております。

また、今後は、市民に対しての情報提供や行政からの積極的な提案を行っていくことも必要であり、ガイドライン的なパンフレットも作成したいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

残余の御質問につきましては、担当部長より答弁いたさせます。

議長（中司 実君） 2番。

2番（山下 和明君） 今、御回答いただいて、聞いておりまして、私の質問に対して前向きな御回答をいただけたと、このように認識しております。

そこで、1点、わからない部分がありますのでお聞きしたいと思うんですが、都市景観条例に基づいて形成地区の指定を受けている地区は、先ほど壇上でも申しましたように、現在のところないわけであります。当然、いわば全市が対象ということで、大変苦慮もされておられるんだろうと思います。全市全域というようなことですね。

それで、今後のことなんですが、市として、この条例によって、前提には住民の協力、または理解が必要なことは当然のことではあります。あ、この地域に、この地域に、いわば地区指定をしたいなと、話を持っていけばよくなるのになというような地区等の考えがあるのか。市の側として、そうした先導的な立場で方針がどうなのか、この点についてお伺いしたいと思います。

議長（中司 実君） 都市整備部長。

都市整備部長（岡本 智君） ただいまの質問でございます。市として、景観を指定するところがあるのかということでございます。

担当課の都市計画といたしましては、地区指定、防府市として地区指定をするのであればどこかと申しますと、私ども、今は、天満宮から東に向いていきます市道新橋阿弥陀寺線、この路線につきまして、天満宮から毛利邸付近、多々良の大仏付近までを散策して、静閑なところのいい感じの景観にしていってどうだろうかという、一つ考え方を持っております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 2番。

2番（山下 和明君） そのような具体的な位置づけがあるわけではあります。しかし、今までは市の側が、積極的、先導的な立場で、啓発に必要な施策を講じてこなかったかなと、このように私、思っておるわけでありまして、そういうことで現条例だけでは、住民からしてみれば、地区指定を受けるにも無理があったかなというような感じですね。

先ほど壇上でも申しましたが、都市景観条例の中の第17条、18条、読みませんが、助成支援が明文化してあるわけでありますので、先ほど御回答いただいた助成の対象基準の交付要綱については、苦慮はしておられるけれども、作成に向けて挑戦されるようであります。

この交付要綱を作成しないと、地区指定を受けようとしたときにどういったものに支援がかなうのかということで、屋根はどうか、外壁はどうか、しっくいなのか、それとも生け垣はどうか、金額はどうかといったことは、対象となるものは何かといったことを定めていかないとなかなか難しいというふうに私も感じたので、このたび提案させていただいておるわけでありまして、ただそれだけをつくるのではなくて、今、答弁の中にもありましたけれども、パンフレットを作成して、住民にわかりやすいようなものを準備していただけたらなというふうに思いますので、どうかこの件についてはよろしく配慮してお願いしたいと思いますので、この項につきましては以上ですけれども、何か御意見が、市長さん、あればどうぞ。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 再質問で、部長がちょっと今、答弁いたしました。それは部長の思いを伝えたのではないかとこのように感じておるんです。というのは、現行の本市の景観形成条例におきましては、地域住民の方々の要請ということが前段としてあるわけでございます。そういう前段がある状況の中で、しからばどういうふうな対応ができるかということになりますと、何の対応も要綱として定められていないわけございまして、実のところ私どもとしては、まだまだいろいろ手を入れなければいけない景観条例だなということを実は感じておるわけでございます。

したがいまして、私が壇上で申し上げましたように、ガイドライン的なパンフレットをこれから作成してまいりたいと思います。それを作成していく上の中で、要綱全体の今、申し上げましたような、歴史的あるいは文化的、いろんなことから考えて、行政としてはこういうふうな形でというような、一歩前へ出て行けるような要綱にもあわせていかなくはならないんではないかな、こんなふうに感じておることを御理解いただきたいと、このように思います。よろしく願いいたします。

議長（中司 実君） 2番。

2番（山下 和明君） 市長さん、今、部長さんの後の回答いただいたものを訂正されたというふうに受けとめていいのかなと。当然、この条例については今、私も言いましたし、市長も申されたように、住民からの要請に基づくということが、これはもう前提であるわけであります。

しかし、簡単に言うたら、鶏が先か、卵が先か、こちらの準備が先なのか、それとも要請があって準備するのかということになるわけですね。ですから、いわば簡単に言うと、卵と鶏を一緒にセットにすればいいんじゃないかなと、このように思います。

以上でございます。

次、お願いします。

議長（中司 実君） 以上で、1の都市景観条例についてを終わります。

次に、放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例についての答弁を求めます。生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） 私の方からは、放置自動車の発生状況と処分状況についてお答えいたします。

平成14年4月1日より施行いたしました「防府市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に基づく放置自動車の処分状況につきましては、平成14年度に73台の放置自動車を確認されました。そのうち、自主撤去されたものが42台、さらに廃物判定基準による8台と廃物判定委員会の判定を経た8台の合わせて16台を廃物判定し、自主撤去と合わせまして58台の車両が撤去され、一定の成果が見られたところでございます。

しかしながら、今年度も、繰り越し分の15台に加え、新たに22台が確認され、合わせて37台の放置自動車が発生しております。このうち10台が自主撤去され、9月末日時点で27台が現存しておりますが、今後も適正な処理の指導と啓発を図り、放置自動車の一掃に努めてまいりたいと存じております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 2番。

2番（山下 和明君） ただいまの数字を聞くだけでも、放置自動車の数の多さということを受けとめざるを得ないということで、しかし、今、放置自動車の処分状況について御回答ありましたけれども、数字の上では条例効果があらわれているなど、このように受けとめました。ますます各方面からの自治体から、この条例は注目を浴びるのではないかと、このように思っております。

しかし、今、御報告があった中に、放置自動車の中には処分の執行を妨げている放置自動車もあるわけでありまして。特に公営住宅の駐車場等に放置されている車両は多くの問題を含んでいるんですね。

先ほど部長が申された資料をもとに申しますと、本年9月30日付の放置自動車の処分状況の一覧ですが、住宅課にかかわる放置自動車が、現在のところ、9月30日付ですけ

れども、12台。そのうち5台 何ら措置が講じられていないものの中に住宅課が所管する放置自動車が5台も含まれている。この対応はどうかと。なぜ、何ら措置が講じられないのか、この件について伺いをしたいと思います。今、何ら措置が講じられていないものの他の課の放置自動車処分状況を見ますと、ないわけでありまして、住宅関係に集中しているわけでありまして、よろしく願いいたします。

議長（中司 実君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） それでは、市営住宅におけます放置自動車につきまして、11月末日現在での御説明をいたします。

市営住宅につきましては、条例に基づき放置自動車の撤去に向け努力をしておりますのでございますが、現在、なお14台の放置自動車を確認しております。

現在までの処理状況でございますが、所有者が判明しております自動車につきましては撤去の指導を行い、その結果、17台が自主的に撤去をしております。

所有者不明の自動車につきましては、市の条例に基づきまして、10台を保管場所でありますところのクリーンセンターに移動いたしました。そのうちの9台につきましては、既に廃物として認定をしております、残りの1台につきましては、廃物判定委員会で判定してもらう予定になっております。

発生の状況につきましてでございますが、市営住宅におきましては、条例制定前から放置自動車の撤去、指導を行っているところでございますが、随時新たな放置自動車が発生をしているというのが現状でございます。

次に、発生している経緯でございますが、市営住宅における放置自動車につきましては、路上に放置されている場合と異なりまして、所有者が故意に遺棄するというケースよりも、従前から敷地内に駐車しておりました車両の車検切れ、その後、再度車検を受けることなく放置されているというケースが多く見られております。

次に、処分の状況についてでございますが、放置自動車につきましては自主撤去が基本でありますので、所有者の判明したものにつきましては、自主的に撤去を行うよう指導をしております。処分の執行を妨げている原因でございますが、放置自動車として認定するのに日数を有することや、所有者と連絡のとれない場合や、処分費用を工面することが難しいことなどのケースがございます。

放置自動車の解消に向けましては、各部署と連携をとりながら、今後も実地調査をしながら一層の努力をしてみたいと存じます。

以上でございます。

議長（中司 実君） 2番。



2番（山下 和明君） 公営住宅法の一部改正に基づきまして、防府市では市営住宅設置及び管理条例が条文整備されました。それによって駐車場の整備が図られたわけですね。そうした公営住宅は、平成14年4月1日から、駐車料金として、500円から1,500円の範囲内で家賃に駐車料金が課せられて徴収されているわけでありませう。時を同じくして、放置自動車に関する条例も施行されたんですね。ですから、こういった整備された駐車場については、公営住宅については効果も上がってきたんだと、このように思います。

私は先ほど9月30日付、今、部長が言われたのは11月の近い、で、ふえているわけですね、台数も。なぜ、公営住宅の件について私が取り上げておるかといいますと、こういうことなんですね。整備が図られていない、いわば狭い駐車場、桑山団地、それとか住宅戸数と駐車場がバランスがとれない、いわば田島の団地ですね、こういったところに放置自動車が集中、多いですね。

道路脇の放置自動車とか、公園の一角にある放置自動車と比べて、公営住宅に放置されている自動車というのは大変に目立つんですね。特に駐車場のスペースがない。車を止めるスペースがない状態の中にこの放置自動車があると、不満、またトラブルの原因にもなりかねないわけなんですね。よくその辺も御理解しておられることではなからうかと思っておりますので、どうか、こういった公営住宅の駐車場については、早い時期の対応をお願いしたいと、このように要望して私の質問を終わります。

以上です。

議長（中司 実君） 以上で、2番議員の質問を終わります。

次は、22番、広石議員。

〔22番 広石 聖君 登壇〕

22番（広石 聖君） いよいよ最後となりました。多少のどを痛めておりますので、お聞き苦しいことと存じますが、御容赦いただきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。誠意ある的確な回答を期待いたします。

山口県中部中核都市形成を目指し、防府市を含め2市4町による第1回山口県中部合併協議会が3月8日、山口市で開催されて以来、今日まで11回の合併協議会が開催されております。この間、合併協定項目の6割ないし7割程度が協議されたと伺っております。松浦市長、土井助役を初め、合併協議会に参加された関係者各位のその間の御苦労、御尽力に敬意を表するものであります。

私は、この問題につきまして、本年3月定例会一般質問の中で、第1に、県中部2市4

町による合併の意義は、ある意味で将来山口県を背負っていかなければならない大きな役割を担っている大事業であり、防府市の将来のためにも何としても成功させていかれるべきと申し上げ、第2番目には、新市の庁舎建設問題について、県央部2市4町それぞれが特筆すべき地理的条件を持ち合わせており、それを前面に出して、おのおのの地域への庁舎建設を望むことになれば大変難しくなってくる問題であります。

新市庁舎の建設は、それぞれの地域の特色、立場を乗り越えて、2市4町の真ん中で便利のよいところに建設されるべきと提言をいたしたところであります。

このほど開催された、県央部2市4町合併後の庁舎位置を協議する、県央部合併協議会の新市の事務所の位置選定小委員会での様子が新聞・テレビ等のマスコミで報道されております。毎日新聞では「山口市、防府市、小郡町、新庁舎はいずれかに」、朝日新聞には「山口市長が誘致表明。防府、小郡も譲らず」、読売新聞では「庁舎めぐり3市長綱引き」、山口新聞は「山口、防府、小郡、3市長が綱引き。山口、県都が最適。防府、駐車場が多い。小郡、利便性を強調」という見出しで、さまざまに報道されております。

私どもも、このような主義主張を展開されることを一番危惧いたしておったわけでございます。県央部2市4町による中核都市形成は山口県の中心都市となるものであり、モデルであります。したがって、新市の庁舎建設については、お互いが2市4町の全体観に立たれて、2市4町の中で新しい秩序あるまちづくりを行っていくための議論を展開されていくべきと思うのであります。

そのためには、基本的に都市計画法第7条に「都市計画には無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を区分して、市街化区域及び市街化調整区域を定めるものとする」第2項には「市街化区域は、既に市街化を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とする」と示されております。新しい時代にふさわしい、新しいまちづくりに取り組んでいくためには、こうした都市計画法に基づき、2市4町の中心としての機能を果たし得る施設として建設されていくことを検討されていかねばならないと思うのでございます。

このような取り組みこそが山口県の中心都市となるまちづくりになると思うのでありますが、新市庁舎建設に当たって、当局の御所見をお伺いいたしたいと思っております。

次に、中核都市形成2市4町合併のスケジュールについてお伺いいたしたいと思っております。

11月27日、第11回県央部合併協議会が小郡町で開催され、明年3月に第15回目の開催をもって一応終了するとのことですが、これからの協議内容を見ましても、極めて重要な課題が残されております。前段で質問申し上げました新市庁舎建設問題を初め、財政構造の問題と財政のあり方、水道及び公共下水道のあり方、そして、新市建設計画

等々メジロ押しであります。

これら重要課題をこれから協議されていくわけでありますが、その一つ一つの協議につきまして、限られた時間の中で、総論的に、または抽象的な結論でもって進行されていくのではなく、当初のスケジュールは変更されてでも十分時間をかけ、我が市の市民の理解と協力が得られるような協議と運営を進めていかれるべきと思うのでありますが、決められている当初のスケジュールの中で、防府市の役割を十分果たしていくことができると認識されているのか、これに対する御所見をお伺いしておきたいと思えます。

次に、小・中学校の二学期制導入について、当局の御所見をお伺いしたいと思えます。

我が国の教育は、戦後の発展を担う人材の育成という大きな実績を上げてまいりました。しかしながら、戦後50年が経過した今日、教育現場の揺れもあって、学習意欲喪失の子、不登校の子、問題行動の子など、子どもたちの知・徳・体のバランスが欠けている深刻な状況があります。教育はいかにあるべきか。学校はどうしていくべきか。大人や社会はどうすべきか。今こそ原点に立ち返って、真剣に考えなければならないときが来ていると思うのであります。

2002年4月から、全国の小・中学校で新しい学習指導要領が全面実施されたところでありますが、新しい学習指導要領には、子どもたちの生きる力をはぐくむことと、学校教育全般と子どもたちにゆとりを持たせるといった基本的な考え方があります。

まず、生きる力については、過去の反省に立って、知識の詰め込みではなく、みずから学び、みずから考える力を育てることに力点を置いていることが伺えます。

次のゆとりについては、教育内容の3割削減や完全学校週5日制の実施などの形で具現化されておりますが、このゆとりとは、教科の学習にとどまらず、すべての学習の充実に附帯して生まれるものであり、そのために児童・生徒の理解の程度に応じたきめ細かな指導を効果的に行い、基礎、基本の確実な習得と豊かな人間性をはぐくむことによって、児童・生徒一人ひとりが学ぶ意欲や学び方、探求心などを身につけ、生きる力としての学力向上を図ってこそ可能になるのではないのでしょうか。

今、全国的に、更なる教育改革を求め、ゆとりある教育を目指し、二学期制の導入が取り入れられつつあります。二学期制とは1年間をほぼ2等分し、10月の3連休の後、2日間の学期間休業を設け、5連休の秋休みとするのであります。すなわち4月1日より10月第2月曜日までを1学期とし、秋休み5連休をとり、10月第2月曜日の翌日から3月31日までを2学期とするものであります。

こうした制度は、既に宮城県仙台市では、2002年度から、小学校122校、中学校

6 3校で導入されております。その結果、1つには、学期が長くなることで、体験学習や反復を求められる学習などに対して、ゆっくり取り組む時間が確保しやすい。2番目には、通知票が2回に減ることによって教師の負担軽減になり、課外活動などにじっくり取り組むことができる。3番目には、授業時間が三学期制以上に確保できるなどのメリットが挙げられております。

さらに来年度からの実施を目指し、昨年度から小・中学校2校をモデル校として指定している石川県金沢市の場合、1つには、二学期制導入が教員の学習指導などの意識改革につながっている。2番目には、長いスパンを生かし、充実した学習活動と評価を行うことができた。3番目には、標準時間を50時間上回る授業時数が確保できた。4番目には、保護者との連絡を密にするための取り組みが可能になり、その実績が高く評価されたなど、中間報告がされております。

どうして二学期制を導入されるのか調べてみますと、1つには、生きる力をはぐくむ教育を展開するためには、子どもたちがゆとりの中でじっくり学べる教育活動を推進することができる。これまでの三学期制よりもまとまりのある学習が可能となり、一層充実した教育を行うことが可能となる。2番目には、二学期制のもとで1つの学期が長くなることを生かし、例えば繰り返し学習をしたり、作業的・体験的な活動や問題解決的な学習などにじっくり取り組むことが可能となる等々であります。

こうしたことから、四国香川県高松市でも、市立幼稚園、小学校、中学校における二学期制導入のあり方を検討するため、平成15年度から、1幼稚園、4小・中学校を推進モデル校として指定され、二学期制を施行しておられます。本年10月には、モデル校の児童・生徒、保護者、教員を対象にアンケート調査を実施されておられますが、その結果の一端を御紹介しますと、小学校では、学校行事の内容や実施時期について、児童58%、保護者68%、教員79%の方が満足されています。同じ設問に中学校では、生徒25%、保護者47%、教員58%と、小学校に比べれば低くなっており、「どちらとも言えない」が三者とも30%近くになっており、施行開始半年ということを考えれば、2学期を終えて判断しようとするあらわれではないかと推察するところであります。

このほか、栃木県宇都宮市、千葉県千葉市、神奈川県横浜市等々では、この学校二学期制を2004年度から導入されると伺っております。今後、このような動きが全国に急速に広がっていくものと思われま。教育都市・防府市として、21世紀の人材育成のため、ゆとりある教育を目指し、学校二学期制導入を検討されてみてはいかがでしょうか。教育委員会の御所見をお伺いしたいと思います。

最後に、表彰制度についての御所見をお伺いしたいと思います。

防府市には昭和32年に制定された「防府市名誉市民条例」及び「防府市表彰規則」による表彰制度があります。そのうち、表彰規則による表彰については、市制の5周年ごとの記念式典において実施されており、平成13年の市制65周年の式典では、防府市長表彰として、特別功労を初め、自治、社会福祉事業、芸術、文化など11分野にわたり、延べ62の個人・団体が表彰を受けておられます。このことは市民の皆様にとりまして、大いなる励みになるものであり、まことに栄誉なことでありますので、ぜひ継続したい制度であります。

そこで申し上げたいのは、現行制度もよく練られた規定になってはいますが、よりよい制度を目指して、内容を見直す時期にあるのではないかと考えてございます。

一例を申し上げますと、愛媛県松山市では平成12年に表彰規則を全部改正されておられます。規則、要領により表彰基準を明確化、細目化され、表彰の種類も、市政功労の最高位表彰として実施される「松山市荣誉賞」、業績・功績に対して迅速に対応して実施する、「かがやき松山大賞」、一般表彰として実施される、「きらめき松山市民大賞」表彰の3つの制度に改めておられます。この制度により、昨年7月には「松山市荣誉賞」の第1号として、正岡子規の野球殿堂入りへの努力、四国で初めて開催されたプロ野球オールスターゲームへの積極的な功績に対し、千葉茂氏と作家の和田茂樹氏を表彰されております。

さきの6月議会において、まちの匠の認証登録制度の検討をお尋ねし、前向きな御回答をいただいたところでございますが、松山市の例によりますと、認証に加え、さらに表彰の対象とすることも可能になります。

先ほど申し上げましたように、昭和32年にできた制度でありますので、このような事例を踏まえ、現在、進められています県央部の中核都市の形成過程において、よりよい制度とすべく、表彰の時期、内容等、その後の社会情勢の変化を踏まえ、より市民に親しみやすい賞となるよう検討されてはいかがでしょうか。これに対する当局の御所見をお伺いし、壇上からの質問にかえさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

議長（中司 実君） 22番、広石議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、中核都市形成に係る県央2市4町の合併協議についての御質問にお答えします。

御承知のように、県央部合併協議会も、11月27日で第11回目の協議会が終了し、全42項目の調整項目中、29の項目について確認がなされ、進捗率は69%となっております。

御質問の第1点目の新市の事務所の位置につきましては、小委員会を設置し、これまで5回協議を重ねてまいりました。この中で、現存する2市4町の各庁舎については、ある程度の権限を付与した総合支所としてそれぞれ活用し、住民の利便性を損なわないよう配慮することとし、本庁機能については、2市4町の現庁舎の中から適切な設置場所を決定することとなっております。前回、11月25日開催の第5回新市の事務所の位置選定小委員会では、委員長及び副委員長を除く委員全員から、新市の事務所の位置として適切な場所について意見発表が行われ、大筋で、防府市、山口市、小郡町という3つの候補地に絞られたところだと認識しております。

広石議員御指摘のように、新市の新しいまちづくりを行っていくという観点から、都市計画法に基づく区域区分、線引きの必要性について議論を深めていくことは大変重要な課題であり、防府市といたしましては、こうした状況を踏まえて、2市4町のまちづくりを担う本庁機能として、計画的なまちづくりの中に位置する現防府市庁舎が最適地であるとの見解を申し上げたところでございます。

新市は、人口30万人を有する中核都市として、山口県を牽引していく活力を発揮する必要があります。このためには、新市における効率的な公共投資による計画的な市街地形成が不可欠であり、これまで本市が取り組んできたまちづくりの実績が新市の中で十分生かせるよう、引き続き、協議会の中で強く主張してまいりたいと存じておりますので、御支援と御協力をお願い申し上げます。

次に、2市4町の合併協議のスケジュールについての御質問ですが、合併協議もいよいよ終盤を迎え、これから大変重要な時期に差しかかってまいります。県央部合併協議会では、平成15年度事業として、15回の協議会開催を予定しておりますが、これまで重要な案件や十分な議論が必要になった場合には、継続協議として次回協議会に繰り越し、議論を重ねた上で確認がなされてきております。現在でも下水道事業や水道事業については継続協議となっており、今後、市民の皆様の理解が得られるよう、十分な議論を行ってまいり所存でございます。したがって、平成15年度事業としての協議会開催が予定どおり進まない場合には、当然スケジュールの変更も生じてくるものと認識しております。

今後とも、協議内容によっては十分時間をかけて、納得のいくまで議論して、協議してまいり所存でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

残余の御質問につきましては、教育長及び担当部長より答弁いたします。

議長（中司 実君） 22番。

22番（広石 聖君） 私どもの質問の趣旨を理解していただいて、ただいま御回答がありました。別に質問するあれはないんですけども、ただ、私どもの思いを要望とい

う形で市長の方に伝えたいと、関係の皆さんに伝えたいと思いますけれども。

現在進行中の中で、内に外に、今、御回答がありました防府市は昭和46年に市街地に線引きを行いました。その防府市が線引きをしたのは間違いであったとか、防府市の線引きは失敗であったとか、いろんな噂、デマが飛び交っておりますが、取るに足らない話だと思って、はしにも上げませんけれども。

私が申し上げているのは、私の認識に間違いがあれば、市長、訂正をしていただきたいんですけども、私はこの2市4町の合併の条件が、市街化区域の設定であり、線引きをすることではないと思っているんです。だから、全国の県庁所在地で線引きをされている県庁所在地がどれだけあって、ないかわかりませんが、できないところはできないでしょうがないんです。今さらやれといったって、それは大変なことです。防府市だって昭和46年には、悪い言葉で言えば血の雨が降るような中でこれを生んできたわけですよ。それを今さら、よそに求めてもできないところはできない。それはそれでいいんです。

私が申し上げたいのは、今、市長が答弁されたように、山口県の真ん中にこれから2市4町という新しいまちをつくっていくわけです。その新しいまちは無秩序なまちづくりであってはいけないと、どこまでも都市計画は基本ですよ。これはしておろうと、おるまいと、その時点については、2市4町の全体観に立って、私は合意形成を図るべきであるし、図られるべきだと、こう思っておるんです。

そういう観点で、大事な問題はぜひ言うべきことは言いながら、この2市4町の中核都市形成をめぐることなく、スムーズに進めていってもらいたいと、こう思っています。私がおるんですが、私の認識に間違いがあれば市長、訂正をしていただきたいと思います。

それから、スケジュールの問題ですけども、市長御存じのように、市長は来年は関係ないかわかりませんが、まず参議院の選挙があります。七夕選挙とも言われております。その後には、すぐ山口県知事の選挙があります。そして11月には我々防府市議会議員の選挙があると、このように認識しております。そうすると、来年は大変忙しい年でもございますし、今、言われたように、検討しなければならない重要な問題が残っておりますので、どうか市民に十分な理解と協力を得るためにも、私はもうちょっとスケジュールを延ばしてでも大事な問題は検討されていくべきではないかな。と申しますが、答申によりまして、17年3月31日が、18年3月31日まではいいんじゃないかというようなことが答申されていると伺っておりますので、その法律の範囲内で十分時間を活用していただきたい。これを要望しておきます。

それと、いろいろきのう、きょうと、この問題について質問がありましたが、昨日、久保議員が住民アンケートについて質問をしましたが、答弁がなかったと記憶しております

が、それも含めて、私は住民アンケート、意識調査でもいいし、あるいはまたいい時期を見て、先般の市長、執行部、みずからが出向いて対話集会を開かれましたが、そういうことをいつの時期かわかりませんが、いい時期を見て、執行部全軍を挙げて地域へ出て行って、この中核都市形成の状況について理解と協力を得る、大変時間がないかと思えますけれども、ぜひその辺の作業は計画していただきたいのと、このように要望しておきます。何か御回答できれば、してください。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 一々ごもつとな御意見と拝聴いたしておりました。

まず、都市計画の線引きの問題でございますけれども、御指摘のとおり、私の記憶に間違いがなければ、全国の県庁所在地で線引きを行っていないのは現山口市だけでございます。それから、30万以上の都市において、都市計画、線引きを行っていないところも、恐らく誕生すれば我が防府市が都市計画、線引きを行っておりますので、その中には入らないかとは思いますが、県庁が所在する地域が線引きが行われていないということに相なってくるのも同じ理屈が言えることではないかなと、こんなふうに思っております。極めて珍しいといいますが、極めて特異な地域になってしまうのではないかと、そんなような思いの中で、私といたしましては、強く、当然線引きを行うべきであるということの中で、先般の確認を私なりにいたしました次第でございます。

それから、期間につきましては、確かに議員おっしゃるとおり、来年は政治日程いろいろメジロ押しでございます。国・県・市ともに大変いろいろな政治日程が詰んでいるわけでございます。そうした中に、いよいよ来年から、ますますいろいろな協議が佳境に入っているのも事実でございます。

先般の新市の名称の小委員会は、一応小委員会としての答申といいますが、答えを協議会の方に出されるわけでございますけれども、私が所属いたしております新市の事務所の位置の小委員会では、まだまだ十分な議論がされているとは全く考えておりません。

したがって、しっかりした、小委員会において議論をし、あるいは小委員会において、現地視察、あるいは第三者の学識経験者の意見をお伺いする等々のことをじっくりしながら、小委員会としての答えを引き出していく、この努力を行っていかなくては断じてならないと、そのように思っております。

そういうことなどから考えていきますと、当然、国・県・市の政治日程、あるいはまた御指摘のございました17年3月までというものが1年延ばされる。ただこれには議会の承認を17年3月までにいただいておくということが絶対必須条件でございますけれども、そういうふうな事柄なども十分考えながら、期間というものについては、いま一度



よく考えていく必要が大いにあることであると、このように考えております。

それから、アンケートを含む住民の意向調査、あるいはまた住民説明ということにつきましては、昨日もお答えをさせていただきました、アンケート以外については、十分な地元説明を今後させていただきたい。いろんな意味で市民の皆様方に直接触れ合って、直接御意見を伺って、その上でアンケート用紙をお配りしたという形を前回はっております。今回、どのような形で意向がお聞きできるのかということについても、あわせ検討をしながら対応してまいらねばならないと、このように考えておりますので、よろしく御協力とお力添えをお願い申し上げます。

議長（中司 実君） 22番。

22番（広石 聖君） 要望でこれは終わります。今、図らずも市長の方から第三者の機関によるという御回答がありましたが、実は私もそれをお願い申し上げたいとおったところでございます、この2市4町の都市計画については、私は第三者の権威ある方々をお招きして、やっぱりまちづくりの基本は何かということ、2市4町の皆さんが基本からもう一遍勉強し直す機会をぜひその中で設けていただきたい、これを要望しておきます。

それから、住民説明につきましては、幸い防府市には、社会福祉協議会、あるいは自治会連合会、その他民生委員の関係、いろんなしっかりした組織・団体がございます。そういうところにもしっかり早く説明をされていくことは効果的ではないかなと、こう思いますので、これは要望として、次に行きます。

議長（中司 実君） 以上で、1の県央中核都市形成についてを終わります。

次に、2の学校教育についての答弁を求めます。教育長。

教育長（岡田 利雄君） 議員お尋ねの二学期制導入についてお答えいたします。

二学期制の導入については、仙台市を初め、幾つかの都市で実施され、研究・検討されております。議員お示しのとおり、二学期制については、長いスパンを生かし、充実した学習活動と評価を行うことができるとか、ゆとりの中で児童・生徒への指導や支援が充実するとか、長期休業前後に児童・生徒とじっくり触れ合う時間が生み出され、ゆとりの中で学習指導や生徒指導の充実を図ることができる等々、そのメリットについて報告されております。

本市といたしましては、二学期制を先進的に実施している地域での成果と課題を検討し、児童・生徒、保護者、教職員等、関係者の意向を踏まえながら、今後、研究を進めてまいりたいと考えております。

議長（中司 実君） 22番。

22番（広石 聖君） 今、教育長の方から前向きな御回答をいただきました。進取の気性に富まれている教育長でございます。先ほど助役さんの方ですか、答弁がありましたように、本市では中学校給食共同調理方式の導入という機会もございます。あわせていろんな目途を全体的に検討されなければならないと思いますが、ひとつのいい機会だと思いますので、今の二学期制導入も含めて、できれば同時にスタートできたらなど。時間だけをやりくりするというやり方でなくして、全体の教育改革の中で、二学期制の導入、その中にやっぱり中学校給食の時間の持ち方等々、いろいろと全体的な面で協議されたいんじゃないかと、このように要望して終わります。

議長（中司 実君） 以上で、2の学校教育についてを終わります。

次に、3の表彰制度についての答弁を求めます。総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 最後となりましたが、表彰制度についてお答えします。

防府市表彰規則による表彰につきましては、公益の増進に寄与された方や、市民の模範となった方に対しまして、市制の5周年ごとの記念式典において表彰し、その業績、功績をたたえるとともに、広く市民にお知らせしてきたところでございます。

確かに防府市表彰規則につきましては、昭和32年の規則制定以来見直しはされておられませんので、現代の時代に合った明確な表彰基準等の必要性は感じているところでございます。

現在、県央部合併協議会の専門部会等におきまして、表彰制度に関する協議もいたしているところでございますが、議員さんの御提言を踏まえ、今後、協議の中で表彰基準や時期、内容等、市民の皆様のより一層の励みになるような、よりよい制度となりますよう調査・研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 22番。

22番（広石 聖君） そのとおり、そういう回答だろうと思ったんですが、私の質問の表現の仕方も悪かったのかもわかりませんが、松山市の例を挙げて申しあげましたけれども、県内では柳井市が12月8日ですか、卓球で有名な田舛彦介さんが柳井市の名誉市民に選定をされました。柳井市では名誉市民がこれで5人となったようでございますが、防府市では例の光田健輔さん、ただ1人でございます。

これ、防府市の条例をみますと、後にも先にもこれに該当するような人が出るんかなと思えるほど非常にハードルが高い。したがって、松山市でも、平成12年には最も市民に親しまれる、そういう柔らかいけれども価値はあると、そして迅速に対応できると、きらりと光る人を表彰できると、名誉市民ではないけれども限りなく名誉市民に近いとい

う形でやっておるわけですよ。

私が申し上げたいのは、今、市長は力説して答弁されましたように、やっぱり中核都市はもう来ておるわけですから、これはもうやらない。今、あなたおっしゃられたように、なってから2市4町でその内容を検討していく、それは当たり前のことなんです。私はそうなるまでに、防府という名前は恐らくもうこれ、2市4町は防府市になるわけではないと思うものですから、防府市という名前があるときに、この質問で申し上げたように、11の分野で六十数名の方々が表彰されておりますけれども、それ以外にもやはりずっと見て、人格、識見、実績、功績から見て、名誉市民的な存在の方々もおられるのではないかなと。そういう方はやはりこの、まあ最後、最後という言葉は使うちゃあいけません、防府市が防府市であるときに、あと1年か2年かわかりませんが、その間にやっぱり頭脳明晰な総務部長のもとで、きちっと早く見直されて、それに間に合うような形で、きらっと光る方々を表彰されてはどうかという、人間味あふれることを言いよるわけですが、それが総務部長にちっとも伝わらんとするんですが。これについて市長はどうですか。総務部長どうぞ。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） いろいろと御指摘いただきましてありがとうございました。

実は15年4月からでございますが、昨年、誠英高校がすばらしい成績を上げたということで、表彰規則の6に書いてあるところの項目につきましては、市民栄光賞という勝手な名前をつけて、その規則に沿った取り扱い要綱をつくりまして、市民の栄光に値するといったところについてはすぐ表彰できるように、その下の要綱等も準備をさせていただいております。いろんな観点で、そういった11分野とかございますので、それについては鋭意検討する必要があると認識をいたしております。

それから、いま一つでございますが、これはやはり防府市、合併によりまして、防府市の名前あるいはこの自治体というものが合併によって消滅するということになると、それを記念するメモリアルイベントといったものがどうしても必要になってくると思います。隣の市にあっては閉市式ということもありましたし、吉田町では閉町式といったようなこともやられたやに聞いております。

その場合におきましては、やはりこれまで功績のあった方につきましては、その功績をたたえ、功労の恩に報いるための、やはり表彰という二次的なものも当然必要になってくるのではないかと思いますので、そうなりますれば、また上司等にも進言をしていきたい、また、議会にもお諮りをしてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 以上で、22番議員の質問を終わります。

これをもちまして、通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次の本会議は12月19日午前10時から開催いたします。その間、各常任委員会におかれましては、よろしく御審査のほどをお願い申し上げます。お疲れさまでございました。

午後 3時40分 散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成15年12月11日

防府市議会議長 中 司 実

防府市議会議員 藤 井 正 二

防府市議会議員 青 木 岩 夫